

那 監 公 表 第 2 号
令和 3 年 4 月 15 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

みだしのことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 38 第 6 項の規定により令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度及び平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。

令和元年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

【令和元年度テーマ】

一括交付金事業について

合計（件数）		措置状況			
指摘の件数	111	改善の必要性	処理区分	件数	
9		要		処理済み	3
				取組中(A)	2
				未措置	0
		不要	—	4	
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数	
102		要		整理済み	86
				取組中(A)	11
				未措置	0
		不要	—	5	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和元年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「-」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「整理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「-」が記載されます。また、改善すべきだとされているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの 第1号様式(第3条関係)

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
4	平和交流・男女参画課	3 28	指摘事項	<p>【未来にはばたき臨港型都市再開発事業】</p> <p>○入札の方法 本事業は、外部事業者に業務委託されているが、平成24年から令和元年度まで8回にわたって、全て同一の事業者が入札により落札している。平成24年度から平成28年度までは、毎回10社が指名競争入札に参加していたが、平成28年度の包括外部監査報告書で、「(前取付)一般競争入札にすべき」との指摘を受け、平成30年度、令和元年度は制限付一般競争入札(事後審査型)に変更されているが、なぜか制限付一般競争入札になると、入札への参加は当該事業者1社のみとなっている。他の9社が参加しなくなった理由は明らかではない。</p> <p>また、平成30年度、令和元年度の落札率は、以前より高くなっている。</p> <p>このように本事業は、競争入札の形は取られているが、実質的には特定の業者との随意契約と変わらない形となっている。</p> <p>後記のとおり、本事業を継続させる必要性を再検討するとともに、契約内容について見直し(仮に同一事業者と契約を継続するのであれば委託金額についての見直し)をすべきである。</p>	不要	当該事業は、実施計画策定において3年間の計画期間として、また、毎年度レビューによる見直しを行う中で、事業の必要性が確認されています。当該事業では、断地利用計画(案)の策定と、合意形成活動の取り組みが行われており、地主会と行政が共同で実施していく必要はありません。毎年の実施内容については、地主会と調整の上で決定しており、地主会の協力できる内容をもって委託しています。 <p>平成30年度事業は、地方自治法施行令第167条の2第1項の随償契約をできる項目に当たらないことにより、競争入札にて受託者を決定しており、随償については複数の事業者からの見積書を参考に設計額を決定しています。</p>	-	-	-

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	平和交流・男女参画課	3 28	指摘事項	<p>【未取にはびく、臨港型都市再開発事業】</p> <p>○視察旅行の実施 今回、先進地視察として、横浜みなとみらい21、臨海副都心、東京お台場の視察が行われている。参加者は、地主会関係者7名、那覇市職員2名、翌朝先3名である。横浜市担当部局等からレクチャーを受けている。</p> <p>今回、横浜が視察先として選定されているが、那覇とは、都市の種類、人口、経済規模等、全く条件が異なる。この地が視察先とされた経緯が明らかでない。視察先選定にあたっては、その根拠を求め、べきであり、根拠の妥当性について厳格に検討すべきである。</p> <p>また、視察内容から2泊3日の行程が必要だったのかも疑問である。</p> <p>さらに、視察の報告書の大半が、単に会議の内容のテープ起こしとなっている。視察から得た知見・課題は簡委書で半ページしかない。事前学習に時間を費やしたのかもしれないが、視察旅行を行ったのであれば、それが将来的にどのように活かされるのか、参加者各々がその考えを報告書の形でまとめるべきである。それがない場合は、将来活かされる保証はどこにもない。</p> <p>参加者の意見として、「今後も視察を継続して順業に行くことが望ましい」「できるだけ多くの関係者には視察に行っていた方がいい」と思っているが、税金を利用して行っているという点に気づいている。最小限の費用で最大の効果を上げなければならないのであり、無限定に行えるわけではない。多くの現地視察を行ってから方向性を決定するのではなく、現地利用の方向性が決まっているから、それに参考となる視察先を選定すべきである。</p>	不要	<p>那覇市は、那覇空港及び那覇港に隣接しており、その立地特性から大きなポテンシャルを有し、選後の跡地利用は、沖縄県全体の振興に寄与するものと期待されています。</p> <p>横浜への先進地視察は、ウオーターフロントの開発という、那覇市と立地が類似していることから選定されています。都市の規模や人口、経済規模は違いますが、立地を利用した中核となる施設や機能、また開発手法や開発後の運営手法など、参考にできるものが多岐あります。</p> <p>実際に目で見て、話を聞き、街を歩くなど、体験することにより跡地利用に対する地権者としての思いがより一層増すものと考えます。</p> <p>跡地利用の方向性を速くするための重要な要素として先進地視察を実施しています。</p>	—	—	—
13	道路建設課	4 47	指摘事項	<p>【那覇新原町都市の道づくり基礎調査事業】</p> <p>○沖縄県視察計画の該当性 事業内容としては、各小学校の児童へのアンケート調査実施(小学校児童が登下校に利用する道路における危険箇所を抽出し歩道や植栽等を点検する等)というものであるが、小学校児童と観光客は行動範囲やパターンが異なり、21世紀ビジョン基本計画那覇市(観光客の受入体制の整備)や観光客が道路を安全で快適に移動できるようにするという目的との関連性が希薄である。本事業は、観光客の満足度を高める事業としたいながら、実施は住民の利便性確保のための事業である。本来の法の趣旨からは逸脱するものといわざるを得ない。</p> <p>本事業は平成30年度で終了しており、今後予定はされないと思われるが、方法を検討しなれば、目的に合致する手段・方法を選択しなればならない。</p>	不要	<p>平成31年度以降については、本事業において抽出された路線については外観等の検討や整備に必要な予算措置を進めていく予定です。</p> <p>観光客が安全で快適に移動できるよう利便性の向上を図ることは住民の利便性の向上にもつながると考えておりますので、観光施設等を連絡する道路の安全対策に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>なお、本事業により整備した道路については、観光客へのアンケート調査を後年度に実施する予定となっております。</p>	—	—	—

票 置 措 善 査 改 部 監 告 報 分 告 報 元 年 度 令 和

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
37	商工農水課	4 101	指図書事項	【なほ産業支援センター育成支援事業】 ○資格外の者による相談体制 本事業の業務委託契約書に添付された「なほ産業支援センター育成支援事業業務委託仕様書」によると、受託業者が行う支援業務に次の事項がある。 〔2. 業務内容〕(1) なほ産業支援センター入居企業への支援業務 〔以下のア〜ガの業務を実施すること。なお、これらは定期的に実施するものとし、その体制を整えること(略)〕 ア 経営相談(営業、法務、財務、財務、労務、金融、経営戦略)に対する相談及び指導業務 上記のうち、法務(法律)相談、税務相談を無資格者が行う場合は、違法の可能性がある。 弁護士法72条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、…その他一般の法律事件に関して、…法律事務を取り扱うこと、…することを業とすることができない。」と規定し、弁護士でない者が法律事件に関し法律事務を扱うことを禁止している。 また、弁護士法62条は「税理士又は税理士法人でない者は、…税理士業務を行ってはならない。」と規定し、税務相談は「税理士業務」に該当する(2条1項3号)。よって、税務相談に該当する場合は、やはり税理士法違反となる可能性がある。 受託業者の設計書・提案書を見ても、弁護士・司法書士に相談を予定している記載は見当たらない。 以上より、違法と指摘される可能性のある業務を委託することはできないと解すべきであり「その体制を整えること」には法律相談、税務相談はそれぞれ専門の士業に対応させるよりに明記すべきである。	要	なほ産業支援センター育成支援事業仕様書について、表現を変更します。	令和2年度	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となりました。令和3年度以降は仕様書等の内容を見直し、専門の士業に案内する表記に変更し実施いたします。	処理済み	

票 置 措 善 改 査 監 部 外 (令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
47	商工農水課	4 112	指図書事項	<p>【なはいざいMAGAZINE】発刊事業】 ○随意契約の方法 媒体の編集校正の委託先の決定方法として、随意契約の方法が採られているが、委託業務の内容からしても、制限付き一般競争入札の方法によることも十分可能であったと考えられる。更、平成29年度は別の事業者が委託を受けている。制限付き一般競争入札の方法によることを検討すべきである。なお、契約額(4回)の合計が160万円の発刊事業を随意契約で行っているが、地方自治法施行令167の2 I ①・別冊中契約規則①によれば、予定価格が130万円を超えない場合に限り、随意契約を締結することができる。②であれば、この点が問題となることはないが、この点を今後明確にするためにも、随意契約に関するガイドラインを策定することが望ましい。例えば、さいたま市では明確にその点が規定されたガイドラインが策定されており、このガイドラインに反する契約締結に関して住民監査請求が行われたことを付言する。</p>	要	---	---	<p>当該事業については、平成30年度で事業を終了しております。今後、同様な契約が予定される場合には、一般競争入札又は制限付き一般競争入札を採用します。</p>	処理済み
60	観光課	5 138	指図書事項	<p>【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○赤字店舗への補助金 補助金の対象となっているのは①観光振興事業・観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業、③ショップなはである。 このうち③ショップなは(観光案内所の隣にあるお土産の販売所)の収支は、年間1,149,033円多くのお土産の売掛金を並べている。一方、ショップなははビルの中にあり、当該ビルを訪れた者でなければ、その存在を認識しにくい。また、この店舗でなければ入手できないような品がどれだけの量でいるのかも不明である。 補助金がなければ経営ができていない店舗であれば、これをあえて観光協会が運営する意義は乏しいと思われる。 見直しの改善が図られれば存続について再検討すべきである。</p>	要	<p>「ショップなは」については、令和2年1月に県の専門員を派遣する事業を活用し、ショップのレイアウトや商品、動線のアドバイザーをもらいました。これを受けて令和3年度からは、ショップをリニューアルして収益を上げるよう取り組む予定とのことです。</p>	令和3年度	<p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>	取組中

票 置 措 善 改 査 監 部 外 (令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指図書項区分	指図書事項	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
63	観光課	5 140	指図書事項	指図書事項	<p>指図書事項又は意見の内容</p> <p>【那覇肥前船泊船賃取戻事業】 ○任意契約の現状 本事業にあたり、那覇市観光協会との間で、那覇ハーリー及び那覇大綱曳まつり会場設置等業務委託契約を締結している。その業務委託内容は、次のとおりである。 ①那覇ハーリー会場設置等業務 ・広報・会場設置・安全確保 ②那覇大綱曳まつり会場設置等業務 ・広報・会場設置・市民演芸・民族伝統芸能パレード・安全確保</p> <p>そして、この契約を随意契約(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)により締結している。同条項同号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売却しその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとする」と規定しており、上記の会場設置等業務委託契約の内容からすると、那覇市観光協会と随意契約を締結することには当たってはならない。</p>	不要	<p>那覇市観光協会は本市及びその周辺地域の観光事業振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的として設立された団体であり、本市の観光施策の一環としてこれと共に、那覇ハーリー及び那覇大綱曳まつり実行委員会とは、毎年に行われる同イベントを取りまとめることである。</p> <p>①那覇ハーリーにおいて、祭りの準備は、各関係団体がそれぞれ役割を担っており、ハーリー会場として確保するためには、各関係団体の役割を別に移送させるなど、毎年状況に応じて折衝交渉を重ねる必要がある。</p> <p>②那覇大綱曳の会場となる国道58号線は、日本の祭りの実施において重要な会場を確保すると共に、祭りの実施を把握し、多岐にわたる関係機関との調整や諸手続を進め、安心・安全な祭りの実施へ積極的に取り組んでおり、関係機関と連携を図りながら運営を図ることが可能な唯一の団体であると考えられている。</p>	—	—	—
64	観光課	5 141	指図書事項	指図書事項	<p>【那覇肥前船泊船賃取戻事業】 ○任意契約の方法 那覇市観光協会と随意契約を締結するに際し、参考見積もりを1社から徴取し、参考見積もりが予算額を上回ったため、予算額を設計額としたとする。そして、参考見積もりの根拠として、那覇市契約規則第23条に基づくとときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。」とし、例外的に1人の者で居る場合は、 (1) 契約の性質又は目的により契約者が特定されること。 (2) 1件の予定価格が5万円(修繕に際するもの)にあっては、10万円未満のとき (3) 前2号に定めるもののほか、市事が2人以上に者から見積書を徴する必要があると認めるときが定められている。 しかし、本事業では、上記(1)～(3)のいずれにも該当しない。原則どおり、2人以上以上から見積書を徴すべきである。</p>	要	<p>2人以上からの見積書を徴取いたします。</p> <p>(実施後、その内容が記載されます。)</p>	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
81	健康増進課	5 191	指摘事項	<p>【健康長寿がいまこころモデル事業】 ○事業の検証方法 事業効果の検証はなされていない。 検証シートの実績には、「健康づくり市民会議」の参加団体の目標達成、ホームページ充実、強化は「実施」、健康づくりポイント制度も「実施」と述べられるのみである。 しかし、上記のとおり「健康づくり市民会議」の参加団体は那覇市の身内が、普段から関係する団体である。那覇市の意向を汲んで参加した団体も多いと思われる。その団体へのアンケートで「これまでの健康づくりの取組を通して生活習慣予防には、食生活の改善や生活習慣を見直すことが必要であると思いますか?」の設問に対し、37団体全てが「はい」と回答している。そもそも当たり前前記のことを確認したとする分析には何の意味もない。列挙は参加団体の取組を広報し、どれだけ市民、事業者に届いたかを検証することは可能である。 また、ホームページは作成しただけでなく、どれだけ市民の目にとまっているかが重要であるにもかかわらず、ホームページのアクセス分析は、委託先作成の実績報告書には全く記載がない。 さらに、健康づくりポイント制度事業について、実際にどれだけ市民が参加したのか、どれだけ市民に報奨品を贈呈したのか報告されていない。上記のような検証は容易にできるにもかかわらずなされていない。「健康づくりの機運が市民に拡大した」とはいえない。 以上のとおり、本事業については、真に目的達成のために行われた事業か疑問が残る。3年間で2250万円も投入した事業としては、効果は全くつかかわれない。</p>	要	—	—	本事業は平成30年度で終了いたしました。指摘された事項について検証し、今後展開する市の健康増進事業の参考といたします。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの
(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	平和交流・男女参画課	3 24	意見	【海外移住那覇市出身者研修受入事業】 ○横証方法は見直し 当該事業は、那覇市との歴史的文化的に関連が深い国や地域と沖縄の振興に資する交流関係を築くこと、そのための人材育成を目的としているが、効果の検証が不足している。個回直後に報告会やアンケート調査を行っているが、参加者の帰国後の活動が把握できず、効果の検証としては十分とは思われない。帰国後一定期間をおいて参加した研修生の状況(例 異人会への所属の有無や、活動・職業調査等)を確認し効果検証を実施頂きたい。	要	沖縄の振興に資するウチナーンチュエ交流関係を継承していく人材育成の成果の横証方法として、これまでの報告会、アンケート調査以外に、各異人会(那覇市民会)等を通して、研修生の異人会への所属の有無や活動・職業等の確認調査の実施を検討します。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
2	平和交流・男女参画課	3 24	意見	【海外移住那覇市出身者研修受入事業】 ○受入先の確保 研修のやりきゅうらんとし研修生の希望する職業について企業研修を行っているが、研修先の企業はボランティアで研修生を受け入れている。そのため、受入先企業確保について担保がな生、今後受入先企業の確保ができない状況が発生することも考えられる。沖縄振興を図るという観点からすると、県内企業との交流も重要であり、受入先企業確保のためにも、受入先企業に対し一定程度報酬の支払や受入先企業の具体的な選定方法を検討頂きたい。	要	企業研修の受入先は、研修生の自国での職業や専門に関連した研修先を選定し、無償での受入を調整しているため、選定・確保に苦慮しています。企業研修が安定して継続できるような研修先の選定方法について検討します。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
3	平和交流・男女参画課	3 26	意見	【那覇長崎平和交流事業】 ○沖縄振興基本方針の該当箇所 検証シートでは、本事業の沖縄振興基本方針(内閣府決定)の該当箇所として、Ⅲ-7(国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項)であり、具体的には科学技術面での国際交流、国際観光の推進、アジア諸国とのITビジネスの人材育成、国際物流関連産業など国際交流拠点の形成、グローバル化に対応できる人材育成があげられている。しかし、本事業は全国の同年代の中学生との交流、平和学習であり、国際交流は直接関係しない。 Ⅲ-31(教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項)の「(1)教育・人材の育成」の方が、目的と合致するのではないかとと思われる。検討頂きたい。	要	—	—	令和2年度提出の令和元年度沖縄振興特別推進交付金事業(市町村分)検証シートより沖縄振興基本方針の該当箇所をⅢ-3-(1)で報告しています。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
6	平和交流・男女参画課	3 29	意見	<p>【未来にはばばく臨港型都市再開発事業】</p> <p>○ 委託内容 跡地利用計画策定が一向に進んでいない。議事録等資料からすると、策定に向けた効果的な議論がなされているとは言い難い。跡地利用計画策定のスケジュールを見直す必要がある。加えて、委託業務の内容は、月1回の定例会の開催の手伝い、視察の取組、他の駐留雇用関係地権者との意見交換会(1回)、会報誌の発行(2回)。うち1回は過去の総集編。新規作成はB4版(面1枚)であり、委託事業者の専門的知見がどのようになっているのか明確でない。委託の要否、業務内容と支払い額を再検討すべきである。</p>	不要	<p>跡地利用計画策定は、2028年度又はそれ以後の那覇市並みの段階を目途に区別して、フェーズIでは計画(案)の策定、フェーズIIは開発条件等の変化による計画(案)の見直し、フェーズIIIは立入調査の実施が可能となったことによる計画(案)の見直しとし、返還までに跡地利用計画を策定することとしています。</p> <p>返還までに計画策定を終える作業として、現時点では大きな遅れは生じていないことから、スケジュールを見直す段階ではないと判断します。</p> <p>当該業務は、跡地利用計画(案)の策定と合意形成活動の取組を行うものとなっていることから、公平な立場で利害を調整する専門業者である土地企画整理士や、私学協賛に関する専門知識と応用能力を持っている技術士といった有資格者が必要と考えており、委託できない状況です。また、業務内容、支払い額については、上記指摘事項に記載したとおりです。</p>	—	—	—
7	平和交流・男女参画課	3 29	意見	<p>【未来にはばばく臨港型都市再開発事業】</p> <p>○ 平成30年度の検証シートに記載をみると、平成30年度の検証(改善会地の検証)の項目で、地主会のアンケート結果で良い評価となっているから、「改善の必要はないものと考えられる」としている。これではPDCAサイクルを考慮しにくいものである。</p> <p>本事業は、地主会の満足度ではなく事業の進捗との兼ね合いで予定通りなのか選れているのかを指標とすべきである。</p>	不要	<p>当該事業は、跡地利用計画(案)の策定と合意形成活動の取組のみを行うものであり、地主会と行政が共同で実施していく方針の下で進められています。事業の進捗を指標とした場合、地権者との合意の有無は関係なく、計画策定の進捗での評価となりません。地権者との合意の得られていない計画では、返還後の事業実施が図れず、計画自体無意味なものとなることから、事業の進捗を指標とすることはそぐわないものと考えます。</p>	—	—	—

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
8	観光課	4 35	意見	<p>【万国博覧会のロマンあふれる交流のみならずまちづくり事業】 ○プロポーザルの実施要領 本人は、NPO法人が落札している。同NPO法人は委託元である那覇クルーズ促進連絡協議会の協力会員である。 同NPO法人が落札することに制限はないものの、身内ともいえるべき関係であり、入札の公正性が確保されなければならない。 すなわち、平成29年度の入札参加資格として ①沖縄本島中南部に主な活動拠点を有する団体 ②過去に沖縄県内及び那覇港のイベントや式典等において算舞団体を派遣もしくは派遣された実績があること があけられている。 として、入札実施が平成29年11月10日(金)に告知され、提出期限が11月21日(火)とされており、準備期間は土・日を除くと実質7日間しかない。 このように短期間の準備期間しかなく、上記のように那覇港におけるイベント実施を要求する(これに該当する団体がいくつあるかは不明である)のは、結果として他社の参入を妨げることになると考えられる。 平成30年度の入札においても、入札参加資格は上記と変わらず、準備期間は平成30年7月17日告知、7月31日提出期限で、実質10日で若干延びているがそれでも十分とはいえない。 広く入札参加者が参入できるように、資格要件、募集期間に配慮頂きたい。</p>	要	---	---	令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業中止としました。 事業を再開する際は、「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に基づき、資格要件及び募集期間を改めて考えで実施します。	整理済み
9	都市計画課	4 36	意見	<p>【万国博覧会のロマンあふれる交流のみならずまちづくり事業】 ○委託費の算定 本事業は、歓迎セレモニーの実施を委託するものである。委託費は、セレモニーの回数に応じた金額とすべきである。</p>	要	補助金交付にあたって、那覇港管理組合に対し適正な委託料を設定するよう申し伝えます。	令和2年度	令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業中止としました。 事業を再開する際は、「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に基づき、資格要件及び募集期間を改めて考えで実施します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
10	都市計画課	4 38	意見	<p>【那覇市建設工事等事前公表】</p> <p>○予定価格の事前公表 本事業では、予定価格が入札要綱の公告時に公表されている。 結果として落札率(落札金額÷予定価格)は97.75%であり、入札に参加した他の3社はそれよりも高額であったこととなる。 那覇市では「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」15条により事前公表する扱いとされているようである。</p> <p>一方、平成26年9月30日閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化のための措置に関する指針」の一部変更については、予定価格の事前公表については十分に検討した上で弊害が生じることがないよう取扱いの取扱いやめを旨む適切な対応を行うことが求められている。</p> <p>平成28年度外部監査報告でも意見として述べられているが、予定価格の事前公表については慎重であるべきである。 特に本事業においては、平成24年度からの入札結果を検証したところ、93.5%～99.5%と高止まりしており、特に1社しか入札がなかったときに99.5%となっている。 このような過去の経緯を踏まえ、事前公表は控えるべきではないかと考えられる。</p>	要	—	—	「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条により事前公表する扱いとされていることから、本要領に従い予定価格の事前公表を行いました。今後、制度による弊害が確認された場合には、本要領を所管する課と調整していきます。	整理済み
11	道路建設課	4 41	意見	<p>【交遊オアシス整備事業】</p> <p>○事業結果の公表 平成29年度の検証シートの「今後の取り組み方針」には「整備完了した箇所についてはホームページやリーフレット等による案内を行い、利用促進を図る。」とされているが、那覇市観光協会の公式ガイドマップ「NAHA NAVI」や同協会のホームページである「NAHA NAVI」にも掲載がなかった。 這って終わりではなく、観光客への利用を目的とするのであれば、気軽に利用できるような案内を充実させるべきである。</p>	要	観光客への周知については、市HPへの掲載並びに観光案内所へ交遊オアシス整備事業のMAPの設置をお願いしているところですが、今後は、観光協会のHP「NAHA NAVI」への掲載や空欄や観光関連施設へMAPの設置について検討したいと考えております。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
12	道路建設課	4 41	意見	<p>【交遊オアシス整備事業】</p> <p>○成果目標の設定 成果目標は、費用対効果を検証しなればならない。特に本事業は用地取得まで行い、目的を達成している。どれだけ利用されているのか、目的に掲げられている、地元民と観光客の交流がどのようになっているのか、成果目標の設定を策定すべきである。</p>	要	地元イベント等での積極的な活用をお願いし、観光客が地元イベントに触れられる機会を創出したいと考えております。成果目標である満足度80%以上の変更については、アンケートの設問内容を変更するのかが、それと別の検証方法が望ましいのか、検討したいと思っております。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
14	花とみどり課	4 53	意見	【花いっぱい運動推進事業】 ○より効果的な事業の進め方 ただ草花苗を植栽するだけでなく、効果を発揮させるためには、種類、植栽場所についてより効果的な手法を検討する必要があります。	要	草花苗の種類については、亜熱帯特有の品種を増やしていくより検討します。植栽場所については、観光施設に資するという基準に基づき、廃止や変更を含めて検討します。	令和2年度	草花苗の種類については、令和2年度業務委託発注の際に亜熱帯特有の品種(多年草)を追加しました。 ・ヘンタス ・レニューム 植栽場所については、現地調査し、観光客の往来が少ない西消防通りの植栽を取り止めています。	整理済み
15	花とみどり課	4 53	意見	【花いっぱい運動推進事業】 ○随意契約の見直し 随意契約を行い、花壇植栽業務や草花苗の購入先である社会福祉法人とは平成25年以降契約が締結されている。福祉行政施策の推進という見地から、本市内に他に同様の業務を行う社会福祉法人がある場合、1法人とのみ長期契約が継続することは望ましいことではないと思われ。もちろん、2箇所の福祉事務所からの見積もり提出があり、当該事業者が安価だったという結果(当該福祉事務所の努力によるものである)に基づいたものではあるが、植栽する種物を変更する際には改めて検討頂きたい。	不要	社会福祉法人等との随意契約については、H27年度那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針等に基づき、業務を行っている。手続は、設計書作成の際に4事業者へ見積りを依頼し、多くの事業者が参加できるように業務集約をホームページに掲載して行っております。その結果として、2事業者から応募が足り最低価格を提示した事業者と地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約を行っております。	—	—	—
16	花とみどり課	4 53	意見	【花いっぱい運動推進事業】 ○暴力団排除条例 市民らへ草花苗を配布することは、「那覇市草花苗等配布要綱」によることとなる。同要綱は、配布対象者を定める他、草花苗の配布を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、配布した草花苗を返還させることができる旨を定めている。 この要綱の制定に違反した場合 ・配布を受けた苗を他の目的に使用した場合 ・その市長が認める場合。 市長が認める場合には返還を求めることができるといふ包括事項が入っているが、明確化するためにも、配布先が暴力団又は関係者であった場合、という条件を盛り込んだ方がよいと思われる。	要	暴力団等を排除するよう、那覇市草花苗等配布要綱 第10条(草花苗の返還)の改正を検討します。	令和2年度	暴力団等を排除するよう、那覇市草花苗等配布要綱 第10条(草花苗の返還)を改正し、令和2年6月1日から施行しています。	整理済み
17	公園管理課	4 57	意見	【亜熱帯庭園部の公園美化事業】 ○将来に向けた要望 公園は単に整備することで完了ではなく、その後利用者が快適に利用できるか、美化を継続することがより重要と思われる。それが結果的に観光客を含めた利用者の満足度に繋がっているものと思われる。	要	快適に利用できるよう、公園の美化、維持管理等について検討します。	令和2年度	公園整備会、シルバード材センターとの連携を図り、公園美化、維持管理に取り組んでいます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
18	公園管理課	4 58	意見	【指し直し】 ○再整備事業 ○再整備事業3億2300万円の再整備を進める中、園自体の知名度が落ちてきており、回復の兆しがみられない(訪問者数が平成27年度以前の最高時16万人から平成28年の有料化後6万人4.5人と下落傾向にある)。再整備の結果利用者数が増えるという具体的な見通しも立っていない。再整備後は各種イベントを積極的に誘致し、訪問者利用増加に努める必要がある。	要	イベント会場として利用できるよう、建築物のバリアフリー化やライトアップ照明等、付加価値を付けた再整備を実施し、再整備後の利用者増加に向けた取り組みについて、検討したいと考えております。	令和3年度	令和3年度に整備工事を完了させ、令和4年度より指定管理者と連携し各種イベントを行うよう検討します。	取組中
19	まちなみ整備課	4 63	意見	【再整備事業】 ○再整備事業(市街地再生) ○再整備計画との整合性 確かに、自動車の通行ができない地域であるから、いざというときの救急車、消防車の通行ができず、防災の観点から整備すべき要請はある。しかも繁華街と隣接しており、ひとたび火事が発生すると被害が広範囲に及ぶ可能性があり、周辺への影響は大きい。 一括交付金事業として行う以上、事業結果について、再整備計画に沿った内容とするべきである。その視点が欠けていれば、法の目的を逸脱したもとなる。	要	—	—	令和元年度にも引き続き、まちづくり勉強会を開催し、当該地域の権利者との意見交換の中で、調査で取りまとめた方針等を基本に地域防災を含めた一体的な土地利用等について検討を行ってまいります。	整理済み
20	文化振興課	4 71	意見	【市民文化支援事業】 ○補助金以外の支援方法の検討 対象団体は12団体あるが、補助金申請している団体は5団体ほどに限られるようである。 補助金の交付方法だけでなく、芸術団体への他の支援方法があるのではないかと。 実質による那覇市民への認知活動、青年や学生に芸術の体験イベントを開催して後継者を育てて育てる活動など、補助金頼みに陥らないような方法を検討すべきである。 沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)には、「文化の担い手の育成(第3章1(4))」があげられているのであり、一括交付金を活用した事業が可能である。	要	本事業は、次年度以降は「なはーと」の関連事業として、地域の伝承芸能を地域連携事業の一つとして行っていく予定です。 補助金の交付のみならず、専門員が伝承芸能と関わりながら地域に入ることで、伝承芸能以外の文化芸術活動も併せて掘り起こしていくことを検討していきます。 また、各団体には市からの補助金のみならず、県や各種財団からの補助金等の案内も行っていきます。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
21	文化振興課	4 74	意見	【新文化芸術発信拠点施設整備事業】 ○入札率が高止まりしていること 入札率が99%を超えるものが敬見される。平成28年度の外部監査報告書でも触れられているが、予定価格の事前公表制度の見直しを再度検討する必要がある。	要	—	—	本事業における入札率が99%を超える案件は、2件ございましたが、ともに舞台劇団除設備工事等工事内容が特殊なものであったことや、共同企業体の構成員に過去の実績を要件としたことなどから入札参加が少なく、結果的に入札率が高かった可能性がございます。 事前公表制度については、「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」第5条に定められております。本事業のみならず、要領所管職において市全体の状況を踏まえつつ、制度による改善が確認された場合に、見直しの検討がなされるものであります。この数年は、工事が94%前後、委託が96%前後で推移しているとのこと。	整理済み
22	文化振興課	4 76	意見	【文化芸術発信拠点施設整備事業(セット)】 ○年度内未了について 本事業は、上記の理由で工事完了ができず、継続となっている。上記は、いずれも事前に調整可能なことであり、調整不足と言わざるを得ない。	要	施設管理者等と調整した上で、年度を踏いで工事する必要がある場合は、債務負担行為を活用し、工事がスケジュールを計画することとしました。	令和2年度	工事を計画するにあたり、施設管理者等と事前に十分な調整を行った結果、休憩を伴う工事を実施する場合は、開散期である第1回半期とする方針といたしました。 そのため、今年度(令和2年度)発注の工事からは、初年度は工事発注、次年度に工事実施とする債務負担行為を活用することとしました。	整理済み
23	商工農水課	4 84	意見	【市魚マゴロ等水産物流通支援事業】 ○プロポーザルの実施要領 本事業の業務委託(PR活動)は、プロポーザル方式によっている。 審査基準の見直し(1) 要領では①順位を1位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。②上記の方法で順位を1位とした審査員の数が同数の場合、2位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。③①②の方法で優先交渉権者が決まらないう場合は審査委員の合議によるものとされる。 評価合計点上位2社が同点だった場合、2社だけの決選投票(あるいは審査委員の合議)を行う方が公平ではないかと考えられる。 審査基準の見直し(2) 平成28年度における包括外部監査の結果においても、意見があった。低い評価をした委員の意見が反映されないという側面が結論を左右することとなり、全評価員の合計点の同点逆転が乗る結果となった。誰かが納得できる公平な評価方法という観点から、評価点の合計で選定する方式も含めて、要領の改正を検討頂きたい。	要	—	—	委員全員の評価点の合計点の最も高い提案者を優先交渉権者とする「総得点方式」は、特定の提案者に不利な評価点を付けた委員がいた場合、多くの委員が最も良いと評価した提案者が選ばれない可能性があることから、本市は、1位を付けた委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする「順位集計方式」を採用することを「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に定めております。 審査基準の見直し (1) 原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものといたします。 (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者同数の提案者が2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者としていたします。 (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点の最も高い者を優先交渉権者としていたします。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
24	商工農水課	4 84	意見	【市魚マグロ等水産物流通支援事業】 ○成果目標の設定 平成24年度から本事業が行われているが、マグロが市魚であることの認知度は平成30年度のアンケート結果でも33%にとどまっている。成果は上がっていないといえる。 ただ、消費者は味と値段の相関関係で購入を決めるものと考えられるから市魚と知ったかたどいって、消費に結びつく訳ではないのではないかとと思われる。市魚と知って購入(あるいは飲食店で注文)のきっかけにはなるかもしれないが、結局、味が良くなければ次の購入はない。 本事業の一番の目的は、マグロの消費量の増加にあるのだから、成果指標として、イベント参加者や市魚としての認知度の向上をあげるのには、意味が全くないといえないが、本来の目的ではない。 泊いゅまら(泊漁港に隣接する販売所)の売上高の減少(平成27年13.5億円、28年14.1億円、平成29年11.7億円、平成30年数値なし)の原因と市内世帯のマグロの年間支出額の減少(目標値5,909円に対し4,919円)の原因を分析し、この数字を成果目標とすべきである。	要	市内世帯のマグロの年間支出額は30年度上の成果目標と設定しています。今年度は事業停止のため、次年度事業実施に向けて分析、課題整理を行い、成果目標の設定についても、検討を行います。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
25	商工農水課	4 84	意見	【市魚マグロ等水産物流通支援事業】 ○暴力団排除条項 水産物流通支援事業補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急これを改正する必要がある。	要	—	—	本事業の要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、改正を行います。	整理済み
26	商工農水課	4 86	意見	【船舶近代化機材設置推進事業】 ○暴力団排除条項 那覇市水産業振興整備対策事業補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを盛り込む必要がある。	要	—	—	本事業の要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、改正を行います。	整理済み
27	商工農水課	4 88	意見	【外国人漁業研修生受入推進事業】 ○暴力団排除条項 那覇市外国人技能研修生受入事業支援補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。	要	—	—	本事業の要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、改正を行います。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
28	商工農水課	4 90	意見	<p>【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○事業の実施方法 平成26年度における包括外部監査の結果でも指摘があった点ではあるが、平成30年度においてもなお成約率は2%と低く、実際の販路拡大に結び付いた実績が低調である。成約すれば、当該事業者にとっての成果は明らかであり、その限りで成果は上がっているとは言い交えるものの、事業の効率的な観点から、引き続き「沖縄大交易会」との連携や他の事業者との連携等の事業の実施方法についての検討が求められる。</p>	要	H27年度より提出を依頼している成果報告書により、事業実施後の「継続高効率化数」及び「成約目込み件数」等の把握に努め、事業の効果を検証を図り、より効果的・効果的な取り組みをしていきます。また、引き続き他事業者と連携し、本事業の広報周知に力を入れていきます。	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
29	商工農水課	4 90	意見	<p>【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○県力団排除処理 令和元年度中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業(補助金)募集要項には、県力団排除事項は存在するが、中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金交付要綱には県力団排除事項が規定されていないため、その趣旨を明確にするためにも、早急に対応を修正する必要がある。</p>	要	—	—	本事業の要綱には県力団排除事項が規定されていないため、改正を行います。	整理済み
30	商工農水課	4 92	意見	<p>【那覇の産産屋事業】 ○検証シートに記載 本事業の平成29年度の検証シート(ホームページ上で公表されているもの)をみると「物産の来場者数については、目標値を超えたものの、売上額については、〇〇により、開催時期が例年より遅れ、開催場所の確保が難しくなり、2店舗のみでの開催となったこと等から大きく下回る結果となった。」と記載されている。公表されている文書であるにもかかわらず、「〇〇」という理由部分に記載されていない。後に確認するつもりだったが、あるいは後付けの理由を記載する完全な文書を公表すべきでない。</p>	要	—	—	適切でない文書を公開することのないよう、チェック体制を強化してまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
31	商工農水課	4 92	意見	【那覇の物産展事業】 ○成果目標の設定 平成29年度は、物産展での売上が大きく減少している。(平成28年度の売上高2340万円、平成29年度の売上高2860万円、平成29年度の売上高実績480万円) その理由として、検証シートでは、上記のとおり「開催時期が例年より遅れ、開催場所の確保が難しくなり、2店舗のみでの開催となったこと」をあげている。しかし来場者数は目標値を上回っており、このように来場者数が確保できれば、売上高も確保できるはずである。2店舗のみでの開催となったことが売上削減の理由にはなり得ない。そうであれば、来場者数のカウントに問題があることとなる。 そして、なぜか平成30年度の検証シートの記載は、来場者数のみ目標が達成できたとの記載があり、売上高については目標値、実績両方の記載がなくなっている。目標達成が困難な数値について、成果目標から除外したとの懸念がある。	要	—	—	本事業は事業内容を再直し、物産展は取りやめ、市長賞の選定と販売促進を継続して行っております。令和2年度以降の成果目標につきましては、分りやすく、成果目標の検討及び設定を行ってまいります。	整理済み
32	商工農水課	4 92	意見	【那覇の物産展事業】 ○検証の翌年度への反映 平成27年度から県外で那覇物産展が開催されており、その業務委託を同一の事業者(インソーシアム)が受託している。 同一の事業者が受託している一方、これまでのノウハウの蓄積が活かされていない感がある。参加者アンケートの税関を工夫し、今後の開催に活かす必要があると思われる。	要	—	—	よりよい事業実施のため、アンケート結果の取組での情報共有や、事業に反映していくための取組を進めてまいります。	整理済み
33	商工農水課	4 93	意見	【那覇の物産展事業】 ○暴力団排除事項 那覇市観光協会との間で交わした「那覇の物産展事業めんそーれフェスタ出展業務委託契約書」に暴力団排除事項が漏れているので、盛り込む必要がある(契約当事者が暴力団関係者でないことだけでなく、取引先も暴力団関係者が含まれていないこと)。	要	—	—	めんそーれフェスタ出展業務委託契約につきましても、単年度の取り組みではございませんが、今後は、他事業において、同様のご指摘を受けないよう、努めてまいります。	整理済み
34	商工農水課	4 95	意見	【沖縄の産業まつり事業】 ○成果目標の設定 本事業の成果目標について、沖縄の産業まつり全体の来場者数をあげている。これは、出展支援によって得られた成果ではないのであり、成果目標としては不相当である。 出展事業者の収支、あるいはPR活動効果などを成果目標とすべきである。	要	—	—	平成31年度に他事業と統合のうえ、引き続き出展料の補助を実施しております。統合先の事業にて、より分かりやすい成果目標の設定を行ってまいります。	整理済み
35	商工農水課	4 95	意見	【沖縄の産業まつり事業】 ○暴力団排除事項 沖縄の産業まつり出展助成金交付要綱には暴力団排除事項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。	要	—	—	本事業は、平成31年度に他事業と統合のうえ、引き続き出展料の補助を実施しておりますので、統合先の事業要綱に反映してまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
36	商工農水課	4 97	意見	【企業者選定方法】 ○委託先は平成24年度以来変わっていない。上記のとおり、平成27年度、平成28年度には複数社から見積もりを取得しており、競争業者はいないのはなぜなのか、プロポーザルを採用しているから問題ない、のではなく、競争のおさる環境整備を行わなければならない。 【なは産業支援センター育成支援事業】 ○プロポーザルの実施要領 平成30年の募集要領は次のとおりである(日付は平成30年)。公募開始7月2日(月) 公募説明会7月6日(金) 申請書提出期限7月13日(金) 応募開始から申請書の締め切りまで11日(土日を除く)9日しかない。 一方、本事業は、過去2回含め、全てプロポーザル方式により同一の会社が受託している。上記のような極めてタイムリーなスケジュールは新規応募者に不利であり従前の受託者に有利な条件となる(但し、平成29年度、平成30年度も応募は2社で、同一の事業者からの応募であった。) 上記のような募集要項では、実質的な競争は行われないと考えられる。 余裕をもったスケジュールを設定頂きたい。	要	—	—	「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に基づき、参加資格要件や募集期間等を設定し、実施してまいります。	整理済み
38	商工農水課	4 102	意見	【なは産業支援センター育成支援事業】 ○事業成果の向上 本事業は、なは産業支援センター入居企業の支援を目的とするものであり、成果目標として、入居企業のアンケート調査結果、「役に立った」が80%以上と設定していたところ、結果は31.3%と極めて低調であった。前回のI(S)市内企業経営基盤強化事業Iの受託者アンケート結果(87%が役に立ったと回答)と比較してその低さが目立つ。 受託業者は様々な方策を示していたようであるが、入居企業のニーズはズレしがあったものと思われる。また、本当に有用な支援であれば、入居企業に限る必要はないが、外部へのアプローチも不十分であった。 事業書に見合った成果は達成していないと言わざるを得ない。 本事業を継続するのであれば、内容を大幅に見直す必要がある。 なお、なは産業支援センターのホームページは、2019年2月以降更新されていない。SNSに注力したとことであるが、上記のとおりアプローチの方法は広くとるべきと考えられる。	要	—	—	「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に基づき、余裕を留めたスケジュールを設定し、実施します。 ・募集期間の確保 ・公募期間は、原則、20日以上、企画提案書の提出期限を通知した日から10日以上は確保するものとしています。	整理済み
39	商工農水課	4 102	意見	【なは産業支援センター育成支援事業】 ○事業成果の向上 本事業は、なは産業支援センター入居企業の支援を目的とするものであり、成果目標として、入居企業のアンケート調査結果、「役に立った」が80%以上と設定していたところ、結果は31.3%と極めて低調であった。前回のI(S)市内企業経営基盤強化事業Iの受託者アンケート結果(87%が役に立ったと回答)と比較してその低さが目立つ。 受託業者は様々な方策を示していたようであるが、入居企業のニーズはズレしがあったものと思われる。また、本当に有用な支援であれば、入居企業に限る必要はないが、外部へのアプローチも不十分であった。 事業書に見合った成果は達成していないと言わざるを得ない。 本事業を継続するのであれば、内容を大幅に見直す必要がある。 なお、なは産業支援センターのホームページは、2019年2月以降更新されていない。SNSに注力したとことであるが、上記のとおりアプローチの方法は広くとるべきと考えられる。	要	—	—	令和3年度以降の仕業について、成果目標及びホームページ更新等について、事業内容等について受託企業等へのヒアリングを実施するなどの見直し改善します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	商工農水課	4 104	意見	【企業立地促進事業】 ○事業成果の向上 従業員雇用の面で、ヘッドラインが高いかもしれないが、上記のとおり利用は極めて低調である。検証シート今後の取り組み方針に記載した事項を確実に実行頂き、件数増加に努めて頂きたい。	要	—	—	情報提供を強化して本事業の認知向上を図り、件数増加に努めます。	整理済み
41	商工農水課	4 104	意見	【企業立地促進事業】 ○一部事業のあり方 本事業の助成先の対象は、「市外から本市内に事務所等を設置した事業者である。沖縄県内の他の市町村から那覇市に事務所を移転させた場合も含まれることになる。元々那覇市内に移転を検討していた事業者が本助成金を受けるのであれば問題は無いが、本助成金を受給後に移転を決定した場合は、元の市町村の利益(市税や雇用機会)の減少を引き換えに那覇市の利益が成り立つことになる。 沖縄県特例増置法は沖縄全体の発展を目的とするものである。他の市町村のマイナズの上になり立つことは法の趣旨に合致しない。しかも最も多いソフト交付金の分配を受けている那覇市(市町村分配分の10%超)が一括交付金を使っても本事業を行うこと他市の市町村から異論が出ないであろうか。 そこで、県内他市町村からの那覇市への移転は除く旨明記することを検討頂きたい。	要	—	—	県内他市町村も独自の企業立地支援施策を展開しており、事業者が各自の経営戦略に基づいた支援内容を選び立地することで沖縄全体の発展に寄与するものと思われれます。本市では地域経済の発展・発展及び市民の雇用確保を目的に実施しているところであり、対象や条件等については他自治体の支援策や県内の経済状況を踏まえ随時変更を検討してまいります。	整理済み
42	商工農水課	4 105	意見	【企業立地促進事業】 ○提出書類の不備 申請事業者から提出された「賃料支払証明書」が平成30年8月30日付であるが、賃貸物件の賃賃人の証明日が平成31年1月25日となっている。上記日付より後の日付となっている。単なる職記なのか詳細は不明であるがこのように内容に疑問のある文書については訂正を促す必要がある。	要	—	—	チェック体制の強化に努め、誤記等のある場合は、申請事業者で訂正を促します。	整理済み
43	商工農水課	4 105	意見	【企業立地促進事業】 ○事業検証方法 那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱22条において、補助金交付先団体の5年間の追跡調査への協力を義務付けており、誓約書においても、追跡調査への協力の誓約を求めている。本事業は企業立地促進及び雇用の創出を目的としているため、補助金交付先団体の重要な目的としているため、補助金交付先団体の重要な目的とするため、雇用創出の際の重要な指標となるため、雇用人員の住民税の特別徴収に基づき、より能動的にこの点の調査を行い、効果検証を行う必要がある。	要	—	—	令和元年度企業立地促進奨励助成金運用委員会においても追跡調査が必要である旨、指摘を受けたことから、令和2年2月12日に平成27～30年度の助成対象者に市民雇用人数調査を実施いたしました。今後も調査内容を検討しながら、追跡調査を継続して実施してまいります。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
44	商工農水課	4 107	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○随時契約の手法 相談窓口運営業務について、随時契約で委託先と契約しているが、随時契約する根拠が不明確である。また、2人以上の者から見積書を徴せなければならぬところ(那覇市契約規則29条1項)それがない。 また、運賃、随時契約で委託先を選定している場合、検証シートには、随時契約である旨が記載されるが、本事業ではそれがない。	要	—	—	今後は契約規則に基づき、随時契約理由を明確にし、見積書の徴収を行います。また、検証シートへの記載についても、改善いたします。	整理済み
45	商工農水課	4 107	意見	【なはし創業・就職サポートセンター運営事業】 ○事業成果の向上 本事業の目的として、「創業支援及び就職支援を一元的に行う」とあるが、本来、それぞれ対象となる層は異なるのであるから、一元的に行うことでどのようなメリットがあるのか分からない。 さらに、既にそれぞれ多くの相談窓口がある。本事業の業務任継書を見ても、創業支援・就職支援ともにインターネットや各種資料、就職情報誌を活用した情報提供を行う、他の機関の情報提供を行うとしており、本事業の意義が見いだせない。 さらに、基本計画該当箇所として、「沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出」があるが、創業者という色はほとんどない。 事業内容にセミナー開催もあり、業務仕援書に「国や県等の他機関が直接実施する内容と重複しないプログラム内容を検討すること」とされているが、それはかなりハードルが高いと思われるが、それができないのか分からない。 既存の事業ではカバーされていない層が那覇市にあるという実証的な検証があるならば本事業の意義は見いだせるが、そのような検証はされていない。 成果目標として、就職した人数の割合として、2.4%をあげているが、この数字自体の比較対象が分からないところではあるが、2.4%が就職につなげられたら目標達成というのでは低すぎる数字ではないかと思われる。 就職相談、創業相談も、目標値を大きく下回っているのは、既に他の機関があるという要素が大きいと思われる。 今後、相談件数に大きな変化がなく、本事業の独自性が打ち出せないのであれば、継続する意義は乏しい。	要	—	—	国、県等の他機関の事業内容を確認しながら、本事業の独自性を打ち出した、初心者向けパソコン講座等も行っていているところです。 相談実績等の増加となるよう、利用者のニーズや意見を確認しながら、独自性のある内容を検討し、事業を進めてまいります。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
46	商工農水課	4 110	意見	【新商品開発支援事業】 ○暴力団排除条例 新商品開発支援事業補助金交付要綱には暴力団排除事項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。	要	—	—	本事業の要綱には暴力団排除事項が規定されていないため、改正を行います。	整理済み
48	商工農水課	4 114	意見	【那覇市ぶらりマップ推進機能強化事業】 ○事業の必要性 事業の目的が利用者の利便性の確保・向上を図るためとされているが、そもそも利用者から空欄設備機器に対する要望があったのか、その点の論議がなされておらず、事業先にあらかじめ印象を拭かない、単年度事業ではあるが、効率的性の観点から、事業のあり方全般について改めて見直す必要がある。	不要	ぶらりマップの空調設備については、平成27年度から施設利用者より「冷えない」「音がうるさい」等の苦情が発生してまいりましたので、ホールでの公算観覧者や貸し会議室等の施設利用者の利便性を確保や向上を図るため、本事業を実施しております。	—	—	—
49	商工農水課	4 116	意見	【民間資金調達促進マッチング事業】 ○プロポーザル方式の実施要領 本事業はプロポーザル方式で委託先を決定している。その審査基準について、検討が必要と考えられる。 審査基準の見直し(1) 要領では①順位を1位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。②上記の方法で順位を1位とした審査員の数が同数の場合、2位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。③①②の方法で優先交渉権者が決まらない場合は審査委員の合議によるものとする。 評価合計点上位2位が同点だった場合、2位以下の決選投票(あるいは審査委員の合議)を行う方が公平ではないかと考えられる。 審査基準の見直し(2) 平成28年度における包括外部監査の結果においても意見があった、低い評価をした委員の意見が反映されないという側面が結論を左右することとなり、全評価点の合計との間で逆転が乗る結果となった。誰もが納得できる公平な評価方法という観点から、評価点の合計で選定する方法も含めて、要領の改正を検討頂きたい。	要	—	—	委員全員の評価点の合計点が高くなる高い審査者を優先交渉権者とする「総得点方式」は、特定の審査者に有利な評価点を付けた委員がいた場合、多くの委員が良いと評価した審査者が選ばれない可能性があることから、本市は、1位を付けた委員の数が最も多い審査者を優先交渉権者とする「順位集計方式」を採用すること等を期する(令和2年4月1日施行)に定めております。 審査基準の見直し (1)原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとします。 (2)(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の審査者が2者以上ある場合は、当該審査者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者として選定します。 (3)(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の審査者が2者以上ある場合は、当該審査者の順位を第1位とした委員の当該審査者に係る評価点の合計点が高くなる高い者を優先交渉権者として選定します。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	商工農水課	4 116	意見	<p>【民間資金調達促進マッチング事業】</p> <p>○事業成果の向上 前記のとおり、融資まで至った事業者は11社中わずかに1社のみであった。その原因として、十分な起業者支援の期間を確保できず、起業者のブレゼン等の質確保が不十分であったとしている。しかし、投資家がブレゼンの出来だけで融資するかどうかを判断しているとは考えがたい。そもそも、本事業のおよなマッチングは民間企業においても広く行われていると考えられる。それを市が行う意義が本当にあるのか、しかも単年度毎に事業を完了させなければならぬという性質上、本事業にはそぐわないとも考えられる(時間をかけて起業者・投資家双方の理解を得ることや融資に至ることもあると考えられるが、年度をまたぐとそれが不可能となる)。投資実行率が上がらなければ本事業の必要性に乏しいのであり事業継続を断念することも視野に入れる必要がある。</p>	要	—	—	令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止となりました。令和3年度も実施を見送っておりますが、再度事業を行う場合は成果指標の改善等を行い、事業成果向上を図ってまいります。	整理済み
51	なほまち振興課	5 119	意見	<p>【国際通のトランジットモール推進事業】</p> <p>○成果目標の設定 効果測定については見直しが必要である。成果目標として歩行歩行量を1日21,600人と設定し、平成30年度は22,988人であったから、目標達成としている。まず、上記歩行量は1日のみ調査したものである(12月の晴天時)、雨天時や夏には歩行量は大きく減っている可能性がある。それを1日のみ計測して目標達成することは相対でない。</p> <p>また、国際通りは、通り沿いに多数の観光客向けの商店が並び(監査人の主観では8割は主に観光客向けの土産物など物販、飲食店である)通りであり、平日でも観光客が多数訪れる通りである。したがって、トランジットモールを実施しなくても多数の観光客、地元住民が訪れている。事業効果測定するのであれば、トランジットモールを実施したこととだけ訪問者が増えたかを検証する必要がある。現在は毎週日曜日(これをトランジットモールを実施しているため、これをしない場合は歩行歩行量の測定が困難であるから完全な比較は困難であるが、直近の平日との比較などが必要と考えられる。</p>	要	—	—	本市の歩行者通行量調査は、平日と休日の1日でのみの調査ですが、例年はほぼ同じ条件で実施し続けているデータを把握する有用な資料であり、他に採用できないデータが無い中で成果指標とすることは妥当と考えます。 なお、トランジットモール実施団体において事業効果検証として、毎年直近で平日と日曜日の通行量比較を既に実施しています。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
53	なはままち振興課	5 120	意見	<p>【国際通りのランジツトマイル推進事業】 ○検証方法(アンケート)の見直し ランジツトマイルを勧めた人を対象にアンケートが実施されている。しかし、平成29年度及び平成30年度ともに、アンケート回答者の半数近くが10代、学生であった。アンケートの回答者に層別があり、適切な母集団を形成できておらず、アンケートの実施方法も含めて、検証方法を見直す必要がある。 また、アンケート項目に「店舗の集客にも繋がっているか」と思いますが、これという期間に、思う41%、やや思う28%とされているが、これは店舗に問い合わせ期間であり、訪れた人に聞いても意味はない。</p> <p>【国際通りのランジツトマイル推進事業】 ○広報 ランジツトマイルで行われるイベントは、那覇国際通り商店街のホームページ(https://web-loukasidori.okinawa/eventinfo.html)で紹介されている。但し、更新日を見るとおおよそランジツトマイルの2日前にしか新しいイベント情報が掲載されている。これでは、ほとんど情報発信としては功を奏していないと思われる。 早期の案内のほか、広報手段を検討する必要がある。</p>	要	—	—	ランジツトマイル実施団体に対し、アンケート調査を若男女層の幅広く実施するよう、また、アンケート項目の見直しについても助言します。	整理済み
53	なはままち振興課	5 120	意見	<p>【国際通りのランジツトマイル推進事業】 ○事業成果の向上 平成29年度及び平成30年度ともに、事業報告書では、ストーリーやイメージなども、事業の柱としてオープンカフェが記載されているが、実質的にはほとんど開催されていないことを踏まえ、事業の実施方法、報告方法及びその検証方法を見直す必要がある。 国際通りを観光客にとっても地元住民にとっても魅力ある場所にするために様々な手を打つことは必要である。 しかし、本事業については、その効果が十分発揮しているか不明であり、現状通り続行することを当然の前提とするのではなく、根本的な見直し(隔週開催や月1開催)も必要であると思われる。</p>	要	—	—	ランジツトマイル実施団体が準備している「オープンカフェ」は、一般的なイメージと異なり、テーブル・イス等を用いて飲食を行えるような「オープンテラス」や休憩スペースを想定しています。 道路上でのイベントやテーブル等の設置は、道路管理者や警察、バス会社との協議が必要であり、国際通りの魅力向上の実現に向けて先ずは実施団体と関係機関との協議をサポートします。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
55	なはまち振興課	5 124	意見	<p>【国際通り情報発信大型LEDビジョン活用事業】</p> <p>○プロポーザルの実施要領 LEDビジョン活用業務の委託先選定にあたっては、企画提案(プロポーザル)方式を採用している。しかし、平成30年度は1社しか応募がなく、同社は平成27年度から継続している。これに映像配信という特殊な業務であるから、これに対応できる事業者は県内にないという事情があるかもしれない。</p> <p>また、企画提案募集要項によると、以下のスケジュールとなっている(日付は平成30年5月)。 公募開始5月17日(木) 提案書締切5月28日(月) プレゼンテーション5月30日(水) 公募開始から、提案書締切までわずか11日しかない。しかも土・日を除くと実質7日である。新案に参入しようという会社が準備できる期間とは到底考えられない。圧倒的に過去に受注している業者が有利なスケジュールである。これではプロポーザルという形式をとるものの、実際には他社を排除し、現在の事業者と契約する意図であったと疑われる仕方がないといえる。</p> <p>プロポーザルを実施するにあたっては、十分な準備期間を設け、他社が参入できる環境を設定すべきである。</p> <p>また仮に、1社しか対応できる事業者がないとしても、全く競争原理が働いておらず、価格交渉などを通じて費用の削減に取り組むことが望ましい。</p>	要	—	—	<p>プロポーザルを実施するにあたっては、「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(令和2年4月1日施行)に基づき余給を持った準備期間を設け、他社が参入できる環境を設定するよう努めよう。</p> <p>なお、事業費については複数社より見積もりを徴し、項目ごとの廉価額を採用した上で価格設定を行っており、費用削減に取り組んでいます。</p> <p>令和元年度の業務委託先の選定にあたっては、企画提案(プロポーザル)方式を継続採用し、公募開始から提案書締切まで20日間、土・日を除くと実質7日間確保しました。また、3社の応募が並びました。</p> <p>・公募開始 令和元年4月25日(木) ・提案書締切 5月15日(水) ・プレゼンテーション 5月23日(木)</p>	整理済み
56	なはまち振興課	5 125	意見	<p>【国際通り情報発信大型LEDビジョン活用事業】</p> <p>○他事業との重複 当該事業のイベント中継業務において使用することとなっている車載型大型LEDビジョン(ナナー)は、観光イベント等映像発信事業(観光照所管)においても使用することとなっている。そして、同事業とも、那覇大綱後とNAHA マラソンでこれを共用することになっている。</p> <p>同事業における受託者は異なっており、これらイベントについてのみ、同受託者が共同して事業を行うことは不可能でないにしても、業務の重複がないかの確認が必要である。今回、詳しくは検証できなかったが、同事業とも、イベントの中継業務(「カメラマン」の項目や「会場の様子」の撮影)とあり、共通する業務ではないかと考えられる。</p>	不要	<p>那覇大綱後まつりでの活用の例において、大型LEDビジョン事業で行ったイベント中継業務は、有線カメラが届く範囲であるポケットレーン(那覇てんぷす広場)周辺において旗頭行列を撮影し、大型ビジョンにて放映しています。一方、車載型大型LEDビジョン(ナナー(観光照所管))は、国道58号線にて開催される大綱後を放映しています。このように異なったエリアで異なる角度から実施しており、業務の重複はありません。</p>	—	—	—

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
57	なはま振興課	5 125	意見	<p>【国際通りの情報発信大型ビジョン活用事業】 ○広告収入の増加 民間企業の広告掲載について、平成29年度は目標額600万円に対し、有料広告収入は2,308,000円にとどまる。平成30年度も低調であったことである。上記のとおり、大型ビジョンの設置場所が国際通りに面した場所に設置されているから、その前に立つた人しか画面は目にとまらないう（国際通りを控えた反対側）の歩道でバスを待つ人には目にとまらないう（見られ）が。</p> <p>このように広告効果に限られるため希望者は多くは集れないものと思われる。また、広告としてはイメージ映像の広告に限られるとも思われる。このように条件は厳しいが、より一層民間広告の募集を行い、広告料収入を少しでもあげる必要がある。</p>	要	—	—	民間企業の有料広告掲載が芳しくないことから、平成30年度に広告代理店へのヒヤリングやこれまでで有料広告を申込みた民間企業にアンケートを実施し、令和元年度に有料広告掲載業務に係る仕様を見直ししました。 有料広告掲載業務は、大型ビジョンの映像配信、イベント開催業務を含めた大型ビジョン活用業務の一部として業務委託しており、受託者が有料広告の販売額を規定し、且つ有料広告申込み手数料(マージン)を得ることができ業務仕様としました。	整理済み
58	なはま振興課	5 132	意見	<p>【頑張るマチャグラー支援事業】 ○暴力団排除条項 那覇市頑張るマチャグラー等支援基金事業費補助金交付要綱が適用される(4条)が、暴力団排除条項は規定されておらず、那覇市頑張るマチャグラー支援事業費補助金交付要綱には、「公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体等は対象としない」旨の規定がある(4条2項)もの、暴力団排除条項としての明確な規定を欠いているため、早急にこれを改正する必要がある。また、交付先からは、暴力団関係者が関与していないこと、取引先についても暴力団関係者が関与していないことの誓約書を徴求すべきである。</p>	要	—	—	那覇市頑張るマチャグラー等支援基金事業費補助金交付要綱及び那覇市頑張るマチャグラー支援事業費補助金交付要綱、那覇市地域商店街等支援事業交付要領を改正し、暴力団排除を明確化しました。また、令和2年度より、当該事業補助申請の提出書類に、暴力団関係者が関与していないことの誓約書の提出を追加しました。	整理済み
59	観光課	5 137	意見	<p>【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○検証シートの記載方法 本事業は、観光案内所外国人対応スタッフ配置事業として、那覇市観光協会に補助金3000万円が支出されている形になっているが、実態には、①観光振興事業、観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業、③ショップなどはといった、外国人対応スタッフの人員費以外にも利用されている。</p> <p>公表されている検証シートを見ても「観光案内所外国人対応スタッフ配置事業」としか記載されておらず、この事業は3000万円が支出されているように見える。今後外部監査にあたって資料の提出を求め始めて観光協会全般の事業に対する補助金であることが分かった。このように事業名と支出内容が合致していないため、これを見たと市民には大変理解しがたいものになっている。実態に合致するよう改められた。</p>	要	観光協会及び国と協議し、名称に即した事業補助にするか等を検討します。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
61	観光課	5 138	意見	<p>【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○暴力団排除条項 本事業は、「那覇市観光振興事業費補助金交付要綱」(平成30年3月27日経済観光部(改称))に基づき補助金が支給される。同要綱に基づき、①観光協会運営補助費②観光協会事業補助費③那覇肥後船振興会補助金④那覇大綱焼保存会補助金⑤琉球王朝祭り音笛事業補助金⑥プロ野球キャンプ等支援事業⑦外国人観光客誘客促進事業⑧観光まちづくり整備補助金⑨観光案内所運営補助金⑩沖縄国際映画祭関連事業補助金⑪首里城祭「琉球王朝祭」実行列事業補助金⑫新たなコンテンツ創出支援事業補助金⑬その他、が補助対象事業である。</p> <p>補助金交付先が、那覇市観光協会などの特定の団体に限定されることから、同要綱には暴力団排除条項がない。 多額の補助金が交付されるのであり、例えば当該団体に暴力団やその関係者が含まれないとしても、取引先についても暴力団を排除する旨の誓約が必要である。 以上より、暴力団排除条項を盛り込むべきである。</p>	要	—	—	要綱に暴力団排除条項を盛り込みます。	整理済み
62	観光課	5 138	意見	<p>【観光案内所外国人対応スタッフ配置事業】 ○アンケートの活用 回収されたアンケートは、観光案内所に利用目的、満足度、那覇市の観光の状況など、かなり詳細に取られている。かめるアンケート結果は今後の指針になりうるものであるから、十分に活用頂きたい。</p>	要	—	—	翌月に受けたアンケートの報告書は、電子化し毎月職員へ供覧、案内所を訪れる外国人観光客の動向把握に努めておきます。また、経営観光部内で閲覧できるホームページ等にも載せることで、部内の情報共有にも努めておきます。	整理済み
65	観光課	5 141	意見	<p>【那覇肥後船振興事業】 ○自主財源の確保 那覇肥後船振興協会においてかねてから自主財源の確保が求められている。Tシャツの販売(100枚)による利益は37,656円にとどまる。日常的に販売する体制を取ることができない、という事情はあるかと思われるが、市中のTシャツ販売店などと共同して販売するなど、売上確保に引き続き努めて頂きたい。</p>	要	那覇肥後船振興会と検討してまいります。	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
66	観光課	5 143	意見	<p>【那覇大綱焼振興事業】 ○自主財源の確保 那覇大綱焼保存会の自主財源確保は従来から問題となっている。 客付金、協賛金を獲得するための方策には取組んでいる様子であるが、増額には繋がっていない様子である。 また、Tシャツ等の販売については、156,700円にとどまっている。 今後とも、自主財源の確保に努める必要がある。</p>	要	—	—	那覇大綱焼保存会役員を中心に、自主財源確保のための企業訪問(法人顧問獲得)や、過去に客付金のある企業、団体ほか、新規リストアップ先への書付依頼推進を行っています。 新型コロナウイルスの影響により今年度のまつりは中止となりましたが、次年度の開催に向けて引き続き自主財源確保活動や他の方法についても検討するようお祈りいたします。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
67	観光課	5 145	意見	【琉球王朝祭の首里城観覧事業】 ○旅行中止保険への加入 平成30年度は雨天のため中止となった。このような場合でも費用の支出は当然発生する。そこで、このように中止に備え、旅行中止保険(イベント等が雨天等で中止となった時にその費用を保険金として支払われるもの)への加入を検討すべきである。	要	—	—	琉球王朝祭の首里は、限られた財源の中、必要最小限の支出で事業を実施しております。そのような中、旅行中止保険は、それ相応の保険料がかかることが確認され、その保険料を捻出するには更なる自主財源の確保が必要となります。 また、旅行中止保険の手続きとして、旅行中止後に各種精算業務を行うために、その精算内容をもとに保険手続きを行い、保険会社の審査を経て、損害補償額が支払いとなります。損害補償額を定めた精算業務が補助対象期間となる2月末までに完了可能なよう調査検討する必要があります。自主財源の確保や保険手続き完了までの状況も確認して、保険加入について助言を行います。	整理済み	
68	観光課	5 147	意見	【首里城祭・琉球王朝祭旅行引支費事業】 ○他の事業との差別化 観光資源の一つとして位置づけられることになり、意義はあると思われる。 但し、(4)琉球王朝祭の首里振興事業との違いが明確でない。1週間ずれて開催されるが、場所が国際通りと首里城という違いはあるが、内容として、何が違うのか一見して分からない。 ホームページを見ても両方が掲載されている。違いを明確にした上で市民・観光客に分かりやすく説明する必要があると思われる。	要	—	—	—	イベントの違いについては、よりわかりやすく、HPやパンフレットなどの文言等を修正するなど、情報発信の仕方を検討するよう助言を行います。	整理済み
69	観光課	5 149	意見	【プロ野球キャンプ等支援事業】 ○暴力団排除条項 彩辺広福アント株式会社及び株式会社社務原農園との業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にも入れない条項を盛り込むべきである。	要	—	—	—	当該2社との契約については、契約約款にて暴力団排除条項を記載しております。	整理済み
70	観光課	5 151	意見	【プロ野球キャンプにぎわい創出事業】 ○暴力団排除条項 「プロ野球キャンプにぎわい創出事業(大型ビジョン)」委託契約書に暴力団排除条項が無いのでこれを盛り込む必要がある。	要	—	—	—	今年度の契約書から暴力団排除条項を盛り込みます。	整理済み
71	観光課	5 154	意見	【那覇まちまーい推進事業】 ○補助額の低減 「那覇市の補助金に関するガイドライン」による「補助額の原則1/2を上限とされているが、本事業はそれを上回っている。補助額の削減に取り組むとされているが、人件費を安易に削減することは好ましくないことではない。 平成30年度は参加者が大きく減っている。参加者のアンケート結果を踏まえながら魅力的なプログラムを絶えず創出し、参加者増に努めてほしい。	要	—	—	—	令和元年度参加者アンケート等から、Webからの予約が多いことが分かったため、SNS及びWebによる発信を強化するとともに、満足度の高いコース設定など参加者増による収益改善に努め、補助額削減に繋げて参ります。 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働できない時期もありますが、その間にコース設定の見直し等に力を入れていると聞いています。引き続き、WebやSNSを通じて情報発信に取り組めます。	整理済み

(令和元年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容	処理区分
72	観光課	5 158	意見	【外国人観光客受入整備事業】 ○随意契約 外国人観光客受入整備事業を、那覇市観光協会の業務委託しているが、随意契約によっている。しかし、その根拠が必ずしも明らかでない。	要	—	—	平成31年度より随意契約理由書を作成し、根拠を明らかにしております。	整理済み
73	観光課	5 158	意見	【外国人観光客受入整備事業】 ○事業成果の方法 外国人観光客にアンケートを実施し、その満足度により本事業のあり方を検証しているが、事業の効果を計る手段としてはそれだけでは不足である。 例えば、語学講座を受講した者に対し、その後の業務の中でどれだけ役に立ったのか(外国人観光客とコミュニケーションをとる機会があったのか、語学講座で学んだことが役に立ったのか)を計ることがより直接的といえる。	要	—	—	平成31年度より受講生やサポートを受けた事業者へ行っているアンケートの問いを修正し、事業成果が計れるようにしております。	整理済み
74	観光課	5 162	意見	【観光イベント等映像発信事業】 ○車両の貸し出し等による活用 現状では画面上に短期間の活用しかされていえない。当該車両が十分活用されているとはいえないといえる。 貸し出し要望は多数あるとのことであり、積極的な活用を行うべきである。	要	—	—	本市の観光振興に資する事業・各種行政施策の推進に資する事業などに該当する場合は貸し出ししていますが、民業圧迫に繋がらないよう貸し出しには十分な配慮が必要と考えています。今後も貸し出し要望については要綱に則り適正な運用を行うとともに、効率的な車両の活用について検討を進めていきます。	整理済み
75	観光課	5 172	意見	【物語性のあるランドマーク創造事業】 ○事業成果の活用 情報発信ツールを作成してそれで完了ではなく、成果物をいかに活用するかが重要である。上記のとおり、ホームページの閲覧数は減少し、しかもその数も圧倒的に少ない状況である。 今後、活用が望めない状況であれば、本事業自体本当に必要なものだったのかどうかを問われることとなる。	要	—	—	本事業で開設したSNSアカウントを活用し、他事業とも連動させる形で運用することにより、閲覧数の増加、認知度向上を図ります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	福祉政策課	5 175	意見	【バリアフリー改善補助事業】 ○事業継続の要望 障がいを持つ方が観光客として来県する状況は今後も増加するものと考えられる。 一方、アンケートでは1/3は施設のバリアフリー化を望んでおり、まだまだハード面での対応は十分ではないといえる。 申請件数が低調に終わった理由としては、店舗が未だその必要性を感じていない、飲食店の誘合建物のオーナーが積極的でない、などの理由が考えられる。しかし、実理性的な低い事業設計であったことも考えられることから、今後は、(1)今後の取組にもあるように、意識啓発活動を継続し、事業者のニーズを掘り起こすなどとして、継続頂きたい。 なお、令和元年9月26日の教育福祉常任委員会(教育福祉分科会)でも委員から同様の指摘がなされている。	要	—	—	本事業は、平成26年度から平成30年度の5か年事業として実施してまいりました。 その間、市ホームページ、市民の友、商工会議所の会報誌、ラジオ番組での宣伝等を行い周知を図りましたが、借家人である店舗の事業主(申請者が)、建物所有者から店舗の改装許可がもらえない等の事情により申請を断念せざるを得ないケースもございました。 今後は、5か年間の事業で顕在化した課題を整理するとともに、高齢者や障がいがある方への無理解、偏見、差別をなくしていく等、心のバリアフリー啓発やセミナーの充実等のソフト面からのバリアフリー推進について取り組んでまいります。	整理済み
77	福祉政策課	5 177	意見	【ふれあいのまちづくり事業】 ○暴力団排除事項 那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱(平成11年5月部長決裁)に暴力団排除事項を盛り込むべきである。たとえ、社会福祉協議会であったとしても、暴排事項を遵守してもらう必要があることにかかわりはない。	要	—	—	那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱(平成11年5月部長決裁)に暴力団排除事項を盛り込む必要があることから、要綱の一部改正を行います。	整理済み
78	福祉政策課	5 179	意見	【ボランティア振興事業】 ○暴力団排除事項 那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱(平成11年5月部長決裁)に暴力団排除事項を盛り込むべきである。たとえ、社会福祉協議会であったとしても、暴排事項を遵守してもらう必要があることにかかわりはない。	要	—	—	那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱(平成11年5月部長決裁)に暴力団排除事項を盛り込む必要があることから、要綱の一部改正を行います。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	健康増進課	5 185	意見	<p>【職場が主体的に取り組む健康づくり実践支援事業】 ○事業の検証方法 意義は認められるものの対象となった事業所は10事業所、従業員合計25名のみである。この事業所の取組を広報していたとのことであるが、広く浸透したとは言えない。 また、補助の対象として、スマートフォン等の購入があるが、確かに健康管理の機能はあるかも考えられる。 以上より、効果としては極めて限定的であり、十分な費用対効果が得られるか疑問である。 県民の健康意識を向上させ、生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすという目的には意義はあるが、生活習慣などは長年染みついた意識を根本から変えなければ本当の意味での効果は表れない、そのためには単発での事業ではなく、長期的な視野にたって取組む必要があると思われる。 本事業は元々平成28年～30年実施の事業であり、平成30年度で終了しているが、今後同様の事業を行うのであれば、これまでに補助事業の対象となった事業所を継続調査し、仮に取組みが継続していなければ継続しなかつた理由を十分分析した上で行う必要がある。</p>	要	<p>本事業は平成31年度より別事業と統合して、事業所への支援を継続しています。これまでの事業内容を精査し、補助した事業所への確認調査を行います。</p>	令和2年度	<p>後継事業では、これまでの事業内容を参考に、補助対象事業所数の拡充や購入品には事業所全体で活用できる物品の選択を案内しています。また、補助を行った事業所へその後の進捗状況を確認するなど、継続した支援を行っています。周知広報については、その効果を広く周知し、情報共有する機会として、ホームページや市広報等で情報発信いたします。</p>	整理済み
80	健康増進課	5 185	意見	<p>【歳とお口の健康普及啓発推進事業】 ○暴力団排除条項 本事業は、「那覇市」とお口の健康普及啓発推進事業費補助金交付要綱に基づいている。同要綱は、補助の交付先を公益財団法人、地区、地区歯科医師会に限っているため、暴力団と関与することはないであろう。 但し、取引先に暴力団関係者が関与することのないよう、やはり暴力団排除条項を盛り込むべきである。</p>	要	<p>補助金交付要綱の改正時に暴力団排除条項を盛り込みます。</p>	令和2年度	<p>令和2年7月9日改正の補助金交付要綱に暴力団排除条項を記載しました。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	こども教育保 育課	5 195	意見	【特別支援教育充実事業(幼稚園・認定こども園)】 ○今後の事業の充実への要望 保護者が安心して子どもを預けるためには必要事業であり有用性が認められる。 保護者アンケートでは、ヘルパー配置により安心して園生活を過ごしていると回答している。適切な人材を派遣できていることの証左でもある。 但し、ヘルパーの配置は、園の配置希望者数は94名であったところ、実際に配置できたのは非常勤ヘルパー63名、主任ヘルパーの6名であった。 この点、配置希望に応じられなかった園については、どの程度支援が生じているかを確認すべきである。その上で、必要性の程度に応じて次年度はさらにヘルパーの配置を増やすことも検討頂きたい。 臨床心理士等の巡回相談については、26園に1年2回行っているが、この回数では、相談ニーズに十分対応できていないと思われる。園児の支援のためには、専門的知識を有する臨床心理士等の指導助言は有益であるから、回数の増加や相談を依頼しやすい体制作りを検討頂きたい。	要	・ヘルパーの配置について 令和2年度は、公立こども園20園に対して、特別支援教育担当教諭(主任ヘルパー)10名、特別支援教育ヘルパー81名を配置しており、全体の配置数は増加しています。配置については、前年度に園からの申請のもと、支援員数や支援レベルを考慮して配置を行っていますが、園の希望数より配置数が少ないこともあり、園の希望数より配置数が少ない園の支援状況を見て回り、適切な配置かどうか確認しています。増員の必要がある園については、年度途中で増員の検討も行っています。課題として、有資格者である特別支援教育担当教諭対象の園生数が増え、無資格者のヘルパーを配置している園があります。配置数は満たしていても、一人一人の障害等に合わせた支援の充実を図るためには、特別支援担当教諭の配置数を増やしていく必要があります。 ・巡回相談について 各園年間10時間の巡回相談ができる予算となっております。これまでは、前期・後期それぞれ5時間、各園2回行っていますが、前期の方が巡回相談のニーズが高い状況にありましたが、そのため、今年度は前期に2時間から5時間まで増やしています。令和2年度の希望で1～2回実施できるようになっています。令和2年度7月末現在、17園が1回、11園が2回実施しています。後期については、新型コロナウイルス感染症の状況によって実施を検討する予定です。	令和2年度	・ヘルパー配置について 有資格者である特別支援教育担当教諭を増員し、令和3年度より全園に配置します。 ・巡回相談について 今年度は前期に2時間から5時間の巡回相談を設け、各園の希望に応じて1～2回実施できるようにしています。令和2年度7月末現在、17園のうち、7園が1回、11園が2回実施しています。後期については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、実施いたします。 今後、更に充実した体制を整えられるよう検討していきます。	整理済み
83	こども教育保 育課	5 199	意見	【幼稚園情報教育充実事業】 ○事業の意義について 島袋教諭の論文でも触れられているが、一括交付金でお金を出すようになったことで、地域の活動が停滞化したという問題点が取り上げられている。安易な費用の支出は慎重になるべきである。	要	—	—	令和元年度以降は実施しておりません。今後新たな事業を計画する際は意見を踏まえて検討します。	整理済み
84	こども教育保 育課	5 203	意見	【伝統文化継承推進事業】 ○今後の事業の充実への要望 公立以外の保育所にも派遣の対象を広げ、より多くの子どもたちに伝統文化に触れる機会を創出を検討頂きたい。	要	—	—	認可保育園施設においては、運営費などを活用した類似の文化活動を、各施設の運営方針で展開しています。別途運営費に公費が充当されていません。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
85	こどもみらい課	5 207	意見	【ナハノホイク案内人(ナビイ)設置事業(コンジェルジュ設置)】 ○ホームページの充実 本事業で運営されているホームページ(ナハノホイク)を開覧したところ、トップページに「お知らせ」新着情報があり、「那覇市より」(保育施設より)「事務局より」(それ以外の)の案内が表示されるおとなっている。 このうち、「保育施設より」の項目は、誤案に更新されているが、「那覇市より」の項目は、2017年12月18日を最後に更新されていない(2020年2月15日確認)。更新回数は、2014年9回、2015年6回、2016年3回、2017年1回と年々減少している。那覇市のホームページの情報は頻りに更新されている様子であり、「ナハノホイク」も運動させ、最新の情報を広く発信するようにはすべきである。それがあって有効に活用されているといえる。	要	那覇市のホームページにおいて、毎月の入所選考後の認可園の空き枠を公表していますが、この情報は入所していない保護者にも有益な情報であると思われるので、今後はナハノホイクの「那覇市より」で毎月掲載することといたしました。 また、新年度4月入所のシフト配布開始や申込日程等もリアルタイムで発信していきます。	令和2年度 令和3年3月末日をもって本事業は終了することといたしました。 今後は、内閣府の子ども、子育て支援情報公表システムにこのdeサーチにて、施設の情報幅広く発信していきます。	令和2年度 令和3年3月末日をもって本事業は終了することといたしました。 今後は、内閣府の子ども、子育て支援情報公表システムにこのdeサーチにて、施設の情報幅広く発信していきます。 今後「同様な事業を実施する際には、意見を踏まえて目標を設定していきます。	整理済み
86	こどもみらい課	5 207	意見	【ナハノホイク案内人(ナビイ)設置事業(コンジェルジュ設置)】 ○成果目標の設定 成果目標として、待機児童数の減少割合10%を掲げている。確かに、最終的には、待機児童の解消ではあるが、本事業の直接的な目的は、保育に関する情報を発信している市民に的確かつ迅速に情報を届けることにある。 そこで、ナハノホイクにおいては、ユーザー数の数値目標を設定したり、相談員の対応件数を数値目標として設定すべきであろう。	要	令和2年度の成果目標については、待機児童の減少割合で設定し、公表しております。つきましては、令和3年度の成果目標を見直し、ユーザー数の数値等へ変更したいと考えております。	令和2年度	令和3年3月末日をもって本事業は終了することといたしました。 今後は、内閣府の子ども、子育て支援情報公表システムにこのdeサーチにて、施設の情報幅広く発信していきます。 今後「同様な事業を実施する際には、意見を踏まえて目標を設定していきます。	整理済み
87	こどもみらい課	5 207	意見	【ナハノホイク案内人(ナビイ)設置事業(コンジェルジュ設置)】 ○事業内容の告知方法 相談員の対応件数が年間152件は、少ないと思われる。ナハノホイクのホームページを見ても相談員が相談又は電話での相談を受け付けている旨の案内がないので改善が必要と思われる。	要	ナハノホイクのサイト及び本市HPにおいて、当該事業の案内を適切に、相談員が常駐し面談又は電話での相談を受け付けていることをアピールすることにより、対応件数の増加を図ります。	令和2年度	令和2年7月より、ナハノホイクのサイト及び本市HPで「ナハノホイク案内人設置事業」の案内を開始していましたが、令和3年3月末日をもって本事業を終了することといたしました。 今後は、内閣府の子ども、子育て支援情報公表システムにこのdeサーチにて、施設の情報幅広く発信していきます。	整理済み
88	こども教育保育課	5 209	意見	【認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業】 ○事業実施の検証 読み聞かせ研修会の実施にあたっては、その意義を十分検討する必要がある。 (読み聞かせの重要性を受講者には伝えることを目的としていると思われ、参加しない施設にこそ重要性を伝えるべきではない。また、読み聞かせを十分実施できている原因が何かを十分調査する必要がある。)	要	—	—	研修計画において、各施設へメール・FAX等を発信し研修へ参加させやすい時間数、曜日、内容など現状の把握に努め、参加しやすい時間数、曜日の研修計画を算定します。また、絵本を研修会場で支給することにより、各施設へ研修への参加を促し、実際に絵本を使いながら保育の実践で活用できる内容を取り入れることで、絵本読み聞かせの重要性を伝えていきます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	生涯学習課	6 216	意見	<p>【活き活き人材育成支援施設整備事業】 ○事業完了後の活用方法 本施設は、「那覇市人材育成支援センター」として、令和2年(2020年)4月よりオープンすることとされている。運営は指定管理方式をとるとのことである。 本件施設は、那覇市民会館の利用、及び、留學生との交流の場としても利用されることを想定していることから、講堂のスケジューリングを早期に確定し、広く那覇市民全体に周知するための広報が必要である。 また、建物完成して事業完了ではなく、目的に沿った運営がなされるかを確認していく必要がある。</p>	要	<p>本施設は、現在、直営で運営しております。指定管理者等への移行につきましては、「那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)管理運営計画(平成31年3月第2回)」にて、開館後数年は直営で運営し、開館後6年目(令和7年度)を目途に指定管理者等への移行を検討しております。講堂等につきましては、現在、新型コロナウイルスの影響により開催できない状況が続いておりますが、講堂開通委託事業(10月開催予定)も含め、コロナ禍でも開催できるオンライン開催の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。講座を実施する際は、那覇市ホームページやSNS等を活用して広く周知する予定です。また、本施設の事業や運営等については、社会教育委員の会議等を活用して有識者からの意見を受け、改善を重ねていきたいと考えております。</p>	令和3年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
90	生涯学習課	6 218	意見	<p>【青少年課頭事業】 ○委託先の役員構成 委託先は、那覇市青少年健全育成市民会議である。同会議は、昭和56年(1981年)結成され、関係機関との連携を図りながら、市民協働で次世代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に活動している団体である。事務局は那覇市教育委員会内に置かれている。 旗頭フェスタのほか、少年の主体大会、少年自然体験の船(離島での集団生活)、綱引き大会、朗読会などの事業を行っている。 同会議の役員として、会長、副会長、監事が置かれている。このうち監事の1名は平成17年度から就任している。同会議はボランティアに近い形で運営されており、引き受け手がなかなか見つからないという事情があるかとは思われるが、長期にわたる監事を同一人物が担うことは、監事の確からしさに疑義を生じさせることにもなる。この点の改善を要請すべきである。</p>	要	—	—	那覇市青少年健全育成市民会議事務局に対して、監事を長期間同一人物が行っていることについて改善を要望しました。 当役員の任期が令和元年度から令和2年度までの2年間であるため、令和3年度総会に向けて改善を検討していくこととなりました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
91	生涯学習課	6 225	意見	<p>【なは青年祭補助事業】</p> <p>○香取先の役員構成 那覇市青年団体連絡会の会則によると、役員は、会長1名、副会長若干名、事務局長若干名、理事(各加盟団体1名)、監事2名とされている(第8条)。</p> <p>那覇市に提出されている、同連絡会の役員名簿では、会長1名の外には、相談役(事務局長兼)1名、相談役(監事兼任)2名の氏名が記載されているのみである。</p> <p>那覇市生涯学習部振興費補助金交付要綱によれば、補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書のほか、役員名簿を提出し、提出された役員名簿には、副会長、事務局長、理事の氏名が記載されていないことになり、補助金の交付先としての適正が疑われることとなる。</p> <p>会則にのっとりた役員を選任を求めべきである。また、なり手がいないという事情はあるかもしれないが、監事は会務を監査する役割であり(会則11条5項)、例え議決はなくても、相談役と兼ねることは望ましくない。</p>	要	那覇市青年育成連合会へ会則に則った選任を求めます。	令和2年度	那覇市青年団体連絡会の後継団体である那覇市青年育成連合会は、今年度の那覇市生涯学習振興費補助の申請において、那覇市青年育成連合会の会則に則った役員名簿が提出されています。(令和2年5月8日役員名簿提出。)今後においても当連合会へ会則に即った選任を求めようとしています。	整理済み
92	生涯学習課	6 225	意見	<p>【なは青年祭補助事業】</p> <p>○暴力団排除条項 補助金を支出する以上、当該団体の活動に違法・不当な点があつてはならないといえる。また、青年団組織であれば、多様な交友関係を持つた者が参加する可能性がある。</p> <p>そこで、那覇市青年団体連絡会に対しては、暴力団又は暴力団関係者が含まれないこと、そのような者と取引をしない旨の誓約書を差し入れるような事を取りをしない旨の誓約書を差し入れるべきである。あるいは、那覇市生涯学習部振興費補助金交付要綱に暴力団排除条項を盛り込むべきである。</p>	要	那覇市青年育成連合会へ申請時には誓約書の提出を求めます。	令和2年度	那覇市青年団体連絡会の後継団体である那覇市青年育成連合会に対し、今年度の那覇市生涯学習振興費補助の申請において、暴力団員でないこと及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出していただきました。(令和2年5月8日誓約書提出。)今後においても当連合会へ申請時には誓約書の提出を求めようとしています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
93	市民スポーツ課	6 228	意見	<p>【那覇市首里武山野球場イメージアップ事業】</p> <p>成果目標として、①見学者数86,200人、②入場者数13,300人、③大規模大会開催誘致3大会をあげているが、本事業によって、見学者・入場者数が増加したり、大会誘致につながったものではないから、指標としては適切ではない、防錆工事によって、面欠性がどれだけ増加したのかを客観的に表すのは対象条件にも左右されるため困難かとは思われるが、検討されてしかるべきである。</p> <p>また、検証シートにおいて、3年間通じて「改善余地の検証(効果の更なる向上の視点)」の項目で、本事業によりプロ野球キャンプ及び公式戦の観客動員数の増加や総額実施を図り、野球場を利用したイベント開催など観光誘致と経済活性化につながるため、改善の必要性はないと考えられる、とされている。「改善の必要性はない」と言い切ってしまうのは進歩を放棄するものである。</p> <p>せめて球団関係者や来場者に、球場の印象をアンケートするイメージカラーが一部取入れられている点をどう感じるかなどをとりなとして、その効果を検討することは可能であろう。</p> <p>本事業は終了しているが、成果目標の達成については十分考慮すべきである。</p>	要	—	—	<p>本事業は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱の別添、交付対象事業中、「観光の振興に資する事業等」として、事業内容を「奥武山野球場のプロ野球キャンプ及び公式戦を総額実施し観光誘致を図るとともに、野球の全国・九州等大規模大会の開催を誘致するため、大屋根部分の耐重防錆対策及びイメージアップ塗装を行う。」と改定し、工事等に取り組みました。</p> <p>成果目標については、損害防止による数値的目標が困難なことから、施設の役割を考慮し入場者数等の数値的な目標を設定していません。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、外部監査人のご意見をふまえて、成果目標を設定してまいります。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
94	市民スポーツ課	6 231	意見	<p>【市民スポーツ課】 ○事業の充実 この事業は、沖縄特有の問題を解消するため に必要であるし、将来を担う子どもにも必要 な活動をするよい機会である。一括交付金の 活用がふさわしい事業であるといえる。 なお、平成26年度の外部監査で、公平性の観 点からできるだけ多くの団体に補助を受けられ るよう特別枠を設けるなど工夫している。これら であるとの意見が述べられている。これらに 対して、同一チームが翌年も補助対象になること は、メンバーの入れ替えがあること、また、当初 予算が不足したときは、補正・流用を行い、交 付要件を満たしている団体・個人には全て補助 できるようにしている。特別枠は設けていな いことである。 派遣人数は、平成27年、平成28年、平成29年 と増加していることが認められる。 2020年には東京オリンピックが開催され、さら にスポーツ熱が高まることが予想される。また、新し いスポーツが次々と生まれ(最近ではレスポ ンも出てきている。若年者が世界で活躍する場面 も出てきている。 そのような新しいスポーツにも等しく支援が行き 届くようにしていきたい。 なお、これまで補助対象外であった中学生の 学校外クラブチーム競技の県外大会派遣を補助 対象にするよう対象者拡大を検討していること である。</p>	要	新しいスポーツの県外大会派遣に対する補助につ いては、県内他市町村の状況等を踏まえ、今後必要 に応じて検討したいと思っております。	令和2年度	検討した結果、これまで補助対象外であった中 学生の学校外クラブチーム競技の県外大会派遣 については、交付要綱の一部改正により補助対象 者の拡大を行い、令和2年4月から補助が可能とな ります。なお、新しいスポーツについても交付要綱に合 致するものであれば、県外派遣補助の対象となり ます。	整理済み
95	施設課	6 235	意見	<p>【学校施設老朽化抑制事業(煙害防止・長寿命 化)】 ○事業未完了 学校行事は事前に把握できるものであり、しか も学校行事が何日も継続して行われ、工事のス ケジュールが粗めなという状況は理解しがた い。工事スケジュールについては、事前に股取り し、年度内完了に努めて頂きたい。</p>	要	---	---	本事業については、施工前に対象となる学校の 年間スケジュールを確認しております。しかし、当 該工事については騒音や粉塵の発生する工種の 施工時期が学校行事や運営等に支障が生じる恐 れがあったことから、学校側と調整し、スケジュー ルの調整を図りました。令和元年度工事におい ては、上記のようないずれも、調整可能な工期 設定を行うとともに、運直学校と密に調整を図り、 年度内に完了しております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	中央図書館	6 237	意見	【郷土資料整備事業】 ○事業充実の要望 図書館は、知識の源として重要な役割を担っている。しかし、知識の源を担うだけでなく、これを多くの市民が接することで意義を有する。図書館利用者へのアンケートでは、郷土資料が充実していたことを知っている人は19%にすぎない。今後は郷土資料を使ったフェアを継続するなどとして、広く市民にコーナーとして頂きたい。	要	郷土資料の展示や紹介を行うことで郷土に対する関心を高めるきっかけを作り、市立図書館が所蔵している郷土資料を市民のみならずさまざまな目に見られる機会とし、郷土資料の利用促進を図っていきます。	令和2年度	郷土資料を広く市民に活用してもらうため、これまで毎年「郷土の日」や「なほの日」「しまくとぅばの日」等、郷土に関する行事に開催して、那覇市立図書館各館で特集を組み、郷土資料を展示・紹介してきました。 また、館によっては、地域に開いた郷土資料を紹介するコーナーを設置しております。 市立図書館いずれの館でもレファレンス(調査・相談)を受け付けていますが、どの館でも沖繩の行事や歴史、史跡等、郷土に関する問い合わせが多くなります。レファレンスの回答の際には、様々な郷土資料を利用者に提供しており、貴重な郷土資料を多数所蔵することで、市民のみならずの知りたがり、調べたいという探求心に応えております。 また、広報には市民の友が令和2年5月号から拡大することに伴い、市立図書館が担当する「本」の紹介コーナーがはじまっており、市民に広く行きたる市民の友を活用し、市立図書館所蔵の資料を紹介する中で、郷土資料も積極的に取り上げることでコーナーに努めます。 ・「郷土の日」16月：平和や沖縄戦に関する資料を展示(7館中6館) ・「なほの日」17月：那覇に関する資料を展示(7館中5館) ・「しまくとぅばの日」9月：しまくとぅばや沖繩の文化に関する資料の展示(7館中2館) ・地域を紹介するコーナーを常設(7館中3館) ・おきなわガイドコーナーを常設(7館中4館)	整理済み
97	学校教育課	6 239	意見	【基礎学力向上のための学習支援事業】 ○成果目標の設定 本事業は、一括交付金により初めて実施された事業であり、現場からは一括交付金終了後も継続して欲しいとの声があり、基礎学力の定着向上のために有効な事業であることから、一括交付金終了後も市の予算で継続することが望ましい。	要	—	—	検討した結果、一括交付金活用事業の評価時期が事業実施の翌年度の5月下旬であることから、事業実施の年度末(2月)に行われる沖縄県学力到達度調査の結果を成果指標として採用しております。 その他、基礎学力の定着や学力向上を測るものとして、小学校6学年(4月実施)を対象とした全国学力・学習状況調査や教育研究所重徳の小学校6学年(5月実施)を対象とした標準学力調査の結果を活用し、全国との比較を行っています。	整理済み
98	学校教育課	6 240	意見	【基礎学力向上のための学習支援事業】 ○事業継続の要望 本事業は、一括交付金により初めて実施された事業であり、現場からは一括交付金終了後も継続して欲しいとの声があり、基礎学力の定着向上のために有効な事業であることから、一括交付金終了後も市の予算で継続することが望ましい。	要	—	—	一括交付金終了後も事業が継続できるよう検討していきます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
99	学校教育課	6 241	意見	【英語指導員配置(雇事業業)】 ○事業の位置づけについて 本事業により、英語能力の向上という目的に対して一定の成果は出ているといえるが、国の教育基本計画目標として、中学校卒業段階に英語3級以上の英語力を有する生徒の割合目標50%と掲げられているところ、「平成30年度の外国語教育」として、この資料によると、文科省で12月に実施された英語教育実施状況調査によると、英語3級以上を取得している又は英語3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数率は、平成30年度那覇市が43.0%であり、国の教育基本計画目標に達していない、更なる英語能力向上のために、今後も本事業を継続するとともに、指導方法等の工夫改善を図る必要がある。	要	—	—	新任英語指導員向けの研修(7月開催)においては、経験を有する英語指導員による授業を参観し、コミュニケーション活動に注目した意見交換会を行いました。授業者の英語指導員に対してコミュニケーション活動に関するフィードバックを行いました。後期にも研修会を予定しており、研修内容や授業参観後の指導助言を充実させます。 今後も本事業を継続できるよう調整し、英語による調べごと、読むこと、話すこと、書くこと等の言語活動を通じ児童生徒の英語でのコミュニケーション能力向上につながる指導方法の工夫改善を図っていきます。	整理済み
100	学校教育課	6 244	意見	【特別支援教育(雇事業業(小・中学校))】 ○事業継続の要請 発達障がい児は増える傾向にあることであり、今後当該事業の重要性が広散することはないと考えられる。事業の継続を要望したい。	要	—	—	今後も当該事業はますます重要になると考えますので継続できるよう検討していきます。	整理済み
101	学校教育課	6 246	意見	【児童・生徒の県外派遣旅費補助金(大会派遣)】 ○事業の充実 同趣旨の事業があるが、対象が異なっている。学校の部活と学外のクラブと掛け持ちしている生徒がいるのかは不明であるが、重複して補助を受ける場合もあり得る。より広く補助金が受けられるよう努めて頂きたい。	要	補助対象の拡充について、検討します。	令和2年度	児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱の改正を行い(令和2年7月)、私立学校や県立学校に通う市内在住の小中学生も補助対象に含め、また、必要保護世帯の児童生徒に対しては航空費実費の全額を補助することとし、補助の対象を拡充していきます。 今後多くの児童生徒が補助金を受けられるように関係各課と調整し、県外派遣について速やかに補助するよう努め、毎年度初めには各小中学校に対して県外派遣補助について周知を行います。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
102	学校教育課	6 248	意見	<p>【自然体験学習事業】 ○事業の位置づけについて 小学校では通常6年時に修学旅行が実施される。その修学旅行との重なりが明確ではない。もちろん、このような宿泊付きの校外学習によって、普段の学校生活では得られない経験を積むことができ、これを5年時と6年時に行うことで多くの仲間と接する機会を創出することができる。しかし、あえて自然学習を実施するののであれば、何か違う目的を与えてもよいのではないかと思われる。</p> <p>また、各学校の平成30年度自然教室実施終了報告書において、自然教室における課題として、補助員や看護士の確保が難しかったという意見が数件でていたことから、各学校に対して、早期に補助員等の情報を提供する等の対策が必要である。</p>	要	—	—	<p>修学旅行においては、日常とは異なる環境や集団生活において、地域の文化や伝統に直接ふれることで興味関心を育ませることを目的としているため、自然教室の目的と区別化されていると考えます。</p> <p>自然教室のねらいである「自然との触れ合いをとおして、自然と人間のかかわり合いについて考え、自然を愛護し、自然のもつ大きな力に対して感謝の心を育てる」「自然の中での遊びや冒険、製作活動等をおして、豊かな情操や想像力を育てる」「家庭を離れた生活で、自立心を培う」「自分のことでは自分でする態度や習慣を身につける」が養成できる活動計画を立案することや通常の学校生活では得難い体験の場とすることを再度全小学校に周知します。</p> <p>補助員や看護士の情報提供については、本人の同意を事前に得たうえで各学校に早期に情報提供を行うように取り組みます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
103	教育相談課	6 251	意見	【不登校対策等支援事業】 ○成果の向上 成果目標の実績(不登校児童生徒の登校復帰率)は、小学校・中学校ともに目標を下回る結果となっている(小学校:目標55% 実績22.4% 中学校:目標62% 実績48.8%)。結果に結びつけられるには容易な作業ではないと思われるが、他県での取り組みなどのようなものはあるか、幅広く情報収集するなど、より効果的な支援方法はないか、対策の内容等について検討する必要がある。	要	—	—	令和元年年度において、先進地視察として広島県福山市を訪問し、校内での教室以外の居場所づくりの取り組みを通して家庭と教室をつなぎ、長期欠席者ゼロの実現に向けた取り組みについて視察を行いました。 今後についても、国、県や県内各自治体、県外中核市の状況も踏まえて検討していきます。	整理済み
104	教育相談課 学校教育課	6 253	意見	【教育相談支援員・生徒サポーター配置事業】 ○成果の向上 文部科学省の調査によると、不登校生徒に占める「遊び・非行」の割合は、全国平均の3.6倍と高いことである。その特性に応じた対策が必要となる。 成果目標の実績は、小中学校ともに目標を下回る結果となっており、より効果的な活動ができないか、支援員・サポーターと保護者、学校、地域、関係機関との連携を密にすることが必要である。	要	—	—	【教育相談支援員・生徒サポーター】 令和元年年度において、不登校児童生徒の理解と教育相談支援員の質の向上を図るため、定期研修会を10回実施し、教育相談支援員のネットワークアップのため、各学校担当心理士による学校訪問を1校当たり3～4回実施しています。 今後は、学校や保護者、関係機関と密な連携を図られるよう、引き続き研修や情報交換会を開催し、質の維持、向上に努めていきます。また、学校の管理職、生徒指導、教育相談担当等に研修会などを通して随時働きかけを行います。	整理済み
105	教育相談課	6 255	意見	【街頭指導(がいとうPolaris)事業】 ○成果の向上 未成年者の深夜徘徊は、家庭環境、それを許容する社会的要因などが考えられるところである。 しかし、本事業により、全国平均以下となることを望ましい。 地道な活動であるが、継続していきたい。	要	—	—	【学校教育課・生徒サポーター】 生徒サポーターは教職員を補佐し、個別的な支援や相談を必要とする生徒に対し、継続的な支援や様々な体験活動や学習支援を行っています。例年、生徒サポーターの質向上を目的に生徒サポーター等会議を開催し、業務内容の確認、生徒サポーターとの関わり方、学校や関係機関との連携の在り方について研修や情報交換を行っています。 今後は、学校や保護者、関係機関と密な連携を図られるよう、引き続き研修や情報交換会を開催し、生徒サポーターの質向上に努めていきます。また、学校の管理職、生徒指導、教育相談担当者等に研修会などを通して随時働きかけを行います。	整理済み
105	教育相談課	6 255	意見	【街頭指導(がいとうPolaris)事業】 ○成果の向上 未成年者の深夜徘徊は、家庭環境、それを許容する社会的要因などが考えられるところである。 しかし、本事業により、全国平均以下となることを望ましい。 地道な活動であるが、継続していきたい。	要	—	—	関係機関と連絡をとりながら、市内広域街頭指導に加え、那覇ハリーレー等の全市的な催し等の際に行う特別街頭指導等を実施し、幅広い巡回、指導を継続して実施していきます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容	処理区分
106	教育研究所	6 258	意見	<p>【電子黒板等整備事業】</p> <p>○活用方法 電子黒板の利用で、学力が飛躍的に向上するといったものではないだろうが、理解の向上には役立つであろうし、デジタル化社会が浸透し、またデジタル機器に親和性を持つ若い教員や児童生徒らにとっては、効果も期待できるものと思われる。教員へのアンケート結果からは、様々な利用・工夫がなされている(動画を用いる、生徒にクワープポイントを使った発表をさせる等)ことが分かる。今後とも活用方法について情報共有しながら、効果的な指導に取り組んで頂きたい。</p>	要	—	—	<p>今後も継続的に教員及び児童生徒へのアンケートを実施し、教育現場におけるICT機器の整備整備や教員の機器操作技能及び指導力向上のための研修等の充実に取り組んでいきます。</p>	整理済み
107	花とみどり課	6 263	意見	<p>【那覇・福州五好都市交流シンボルづくり事業】</p> <p>○今後のプロモーション 効果的な広報はなされていない状況である。最近でも、市議会において、龍柱の活用について指摘がなされている(令和元年11月定例会12月11日7号野原基孝議員の質問)。 現状の物足りなさを感嘆している。インターネットの書き込みに表れているように、建設時の経緯から龍柱についてはどうしてもマイナスイメージがつきまわっており、今後プロモーションについては相応な知意を絞る必要がある。 なお、インターネットで検索する限りでは、この龍柱の完成を機に福州市との間で交流会がもたれたことはないようである。</p>	要	—	—	<p>龍柱周辺の電線類の地中化や道路標識の移設等については、関係機関と調整を図りながら、検討していきます。また、関係課とも連携を図りながら、ランドマークとして活用を進めてまいります。</p>	整理済み
108	観光課	6 269	意見	<p>【那覇の祭」模型制作設置事業】</p> <p>○観光スポットとしての活用 2つで約7000万円もの費用をかけて制作されたモニュメントであるが、検証シートで述べられているような「集客の目玉」にも「観光誘客」効果のあるスポットとして認知されるようになるとは到底いえない。広報手段を講じ観光スポットとしての活用を図っていく必要がある。</p>	要	—	—	<p>現在、老朽化している本城跡モニュメントの改修を検討しており、改修により観光スポットとしての魅了力向上を図り、それに伴って広報手段についても検討を進めていきます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
109	観光課	6 272	意見	【ハーリー会館】 ○効率的な活用方法等 開館日を増やしたからといって、その展示内容からすると来館者がどれだけ増えるのか疑問があるところである。しかも、そのための人件費等の経費を考えると会計非効率となりかねない。以上のとおり、効率的な活用方法を考えることは極めて難しいところであるが、現状を改善する必要があることには変わりはない。 また、今後は、完成後の利用方法について十分な検討を行い、費用対効果を確認した上で建設の要否を決定する必要がある。	要	—	—	展示内容の検討や、夏休み期間中の船舶結業船体搬などの実施を検討していきます。	整理済み
110	道路建設課	6 274	意見	【首里金城町無電柱化事業】 ○地元住民の理解 地権者が用地買収に同意しなかった理由は明らかではないが、地元住民からすると、無電柱化され観光客が増えたからといって、地元にはメリットがない、逆に観光客が押し寄せると、私生活の平穏が害されると考えたのではないだろうか。最近、問題になるオーバーツーリズムである。 地元住民の理解が不可欠な事業であるにもかかわらず、理解を得る作業を行わず事業を遂行した結果失敗に終わったのは見直しを慎重にどう事業を進めるにあたっては見直しを慎重にどう事業を進めるに地元住民と密な意見交換を怠ることのないようにして頂きたい。	要	—	—	現在、一括交付金を活用した無電柱化ではなく、無電柱化の推進に関する法律に基づき沖縄ブロック無電柱化推進協議会で令和3年度からの無電柱化計画における路線として指定していただけるように要望を行っているところであります。 無電柱化路線として指定されましたら、過度に用地取得を伴わない小規模ボックスや浅埋方式等による無電柱化を検討し、地権住民等へ説明会を実施するなど合意形成を図りながら事業を進めたいと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和元年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容	処理区分
111	法制契約課	6 277	意見	<p>○プロポーザル方式について 外部審査委員の採用 審査の公平さを担保するためにも、少なくとも、少なくとも5名中2名の外部専門家審査委員として参加してもらうべきである。このように外部専門家をいれる場合は、候補者の選定、スケジュールの調整、報酬の発生といった手間が発生するが、それを負担するだけのメリットはあると考えられる。</p> <p>・選定期間の確保 委託する業務内容、提出書類の種類、分量、それに要する作業量などを勘案し、適切な日数を確保されたい。</p> <p>・審査基準の見直し(1) 要領では①順位を1位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。②上記の方法で順位を1位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。③①②の方法で優先交渉権者が決まらない場合は審査委員の合議によるものとされる。</p> <p>評価合点数上位者が同点だった場合、2位以下の決選投票(あるいは審査委員の合議)を行う方が公平ではないかと考えられる。</p> <p>・審査基準の見直し(2) 平成28年度における包括外部監査の結果において、意見があった、低い評価をした委員の意見が反映されなかった、低い評価をした委員の意見が反映されなかった、全評価点の合計と逆転が乗る結果となった。誰もが納得できる公平な評価方法という観点から、評価点の合計で選定する方法も含めて、要領の改正を検討頂きたい。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	<p>実施日及び実施内容</p> <p>本市では、プロポーザル方式に関するガイドラインを策定するため、平成30年度から令和元年度の2年間で構成する「契約事務適正化検討委員会」にて検討を重ね、考え方や実施要領等の参考例を示す「契約事務プロポーザル方式の取組に関するガイドライン」を制定し、令和2年4月1日より施行しています。</p> <p>・外部審査委員の採用 ガイドラインでは、審査委員会の構成例を次のとおり示し、各案件毎に事業課にて判断することとしています。</p> <p>ア 職員のみで構成 イ 学識経験者等の外部の者のみで構成 ウ 職員及び学識経験者等の外部の者で構成</p> <p>・選定期間は、原則、20日以上、企画提案書等の提出期限を通知した日から10日以上は確保するものとしています。</p> <p>・審査基準の見直し(1) ①原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とするものとします。 ②(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者としています。 ③(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者としています。</p> <p>・審査基準の見直し(2) 委員(全員)の評価点の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者とする「総得点方式」は、特定の提案者に対し恣意的に有利な評価点を付けた委員がいる場合、多くの委員が良いと評価した提案者が選ばれない可能性があることから、本市は、順位を付けた委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする「順位集計方式」を採用しています。</p>	整理済み

・審査基準の見直し(2)の事例

A 事業者		B 事業者	
配点	順位	配点	順位
選定委員1	10	1	9
選定委員2	10	1	9
選定委員3	10	1	9
選定委員4	10	1	9
選定委員5	5	2	10
合計	45		46

平成30年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

【平成30年度テーマ】

那覇市の人件費について ～那覇市職員の働き方～

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	69	改善の必要性	処理区分	件数
19		要	処理済み	3
			取組中(A)	16
			未措置	0
不要		—	0	
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
50		要	整理済み	39
			取組中(A)	10
	未措置		0	
不要	—	1		

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和元年度措置状況				
合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	26	改善の必要性	処理区分	件数
16		要	処理済み	8
			取組中(A)	8
			未措置	0
不要		—	0	
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
10		要	整理済み	8
			取組中(A)	2
	未措置		0	
不要	—	0		

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成30年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきときとされているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの 第1号様式(第3条関係)

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所属部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
9	人事課	64	指摘事項	○扶養手当不受給証明書の提出 給与条例第15条第2項に規定する「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」には、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者は含まれないとされている。この点についての証明書は、扶養手当不受給証明書が考えられる。しかしながら、配偶者等が扶養親族に該当しない場合であっても、この扶養手当不受給証明書が提出されない職員が散見された。実際、1年に1度行われる実態調査の際に配布される「通勤・住居・扶養手当実態調査方法」において「この点の証明書は特に要求されていないかつた。条例及び規則に基づいた支給額を決定するために必要となる証明書については、確実に提出を求めるとともに、条例及び規則の要件の確認を徹底する必要がある。	R1	要	出生等により新たに扶養親族として認定するための届出があるときは、必要に応じて配偶者の不受給証明書の提出を求めますが、届出の際に不受給証明書が準備できていないときは、後日に提出してもらったこととされています。不受給証明書の確認を要するときは必ず撤収することとし、年に1度行い実態調査においてもその確認方法について検討します。	令和2年度	配偶者等からの不受給証明書を撤収する方法等について、検討しました。	取組中
					R2	要	実態調査において、扶養親族に該当していない配偶者等からの扶養手当不受給証明書を撤収することとしました。	令和2年度	実態調査において、扶養親族に該当していない配偶者等からの扶養手当不受給証明書を撤収しています。	処理済み

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
15	納税課 人事課	85	指摘事項	○税務手当てにおける徴収又は滞納整理業務の支給の是非 当該手当てに係る業務は納税課での通常のルーティン業務を行えば支給されるものである(半日以上出勤する手当ての支給対象となる。)、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに支給されるべき性質のものであるが、納税課の通常のルーティン業務がこのような特殊勤務手当の趣旨に沿っているとは考え難い。 仮に通常のルーティン業務の中に市税の滞納による差押のような業務量や精神的負担が大きい業務が含まれているのなら当該業務を別個に把握して、当該業務に対して特殊勤務手当を支給すればよく、納税課の通常のルーティン業務全体に対して特殊勤務手当を支給する必要はないと思える。 年度、市税の徴収又は滞納整理の業務について本当に特殊勤務手当の支給が必要なものなのかを再考する必要がある。	R1	要	(納税課) 税務手当てについては、過去の経緯や問や他の自治体の状況等を踏まえて、人事課との調整を検討していきたいと思います。	令和2年度	県や県内各市の税務手当てに関する規定について、人事課と調査・確認を行い、次年度に向けて方向性を確認しました。	取組中
					R2	要	(納税課) 県や他の自治体においても、滞納整理業務にかかわる税務手当を踏まえた給与体系がなされていることから、その内容も踏まえて人事課と検討していきたいと思います。	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R1	要	(人事課) 税務手当てについては、平成20年度において課課調査及び外勤に係るものの廃止がされており、一定の整理がなされたところでもあります。 税務手当てにおける徴収又は滞納整理業務の支給については、職務の特殊性に鑑み一般の行政職員より有利な給付率を確保し、一定の税務手当てとして反映されているとの措置を踏まえて税務手当てとして反映されているとされており、今後は県や他の自治体における税務手当や税務職給料表による措置状況等も踏まえて、特殊勤務手当の性質に合致する方向で整理を検討していきたいと思います。	令和2年度	県や県内各市の税務手当てに関する規定について確認し、納税課と調整を行いました。	取組中
					R2	要	(人事課) 県や他の自治体においても税務手当の措置がなされていることから、その支給に関して更に具体的な確認を行い、その内容も踏まえて主管理と調整し検討します。	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
16	納税課 人事課	86	指摘事項	<p>○市税にかかわる換価処分(預金差押)手当の支給の是非</p> <p>市税に係る換価処分は上述したように大きく分けて2種類の業務がある。</p> <p>1つ目が預金・給与口座への入金に伴う換価手続きであり、2つ目が公売による換価手続きである。</p> <p>このうち、預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては預金・給与口座を差し押さえた後に当該口座に入金があれば随時換価手続きを行うこととなるが、換価手続きの業務内容が上述したように主に配当計算書の作成という単純な業務となり、業務の困難性や精神的負担はほとんど認識されない。</p> <p>それにもかかわらず、平成29年度市税に係る換価処分に係る手当の支給件数2,300件のうちそのほとんどが当該預金・給与口座への入金に伴う換価手続きである。</p> <p>これに対して公売による換価手続きは頻度が少ないものの、手続きが複雑になる。</p> <p>以上より市税に係る換価処分の手当のうち、公売に係る換価手続きは引き続き特殊勤務手当の支給対象としつつも、預金・給与口座への入金に伴う換価手続きについては特殊手当の対象から除外すべきである。</p>	R1	要	<p>(納税課)</p> <p>人事課と調整しながら、特殊勤務手当の性質に合致するものとして整理を検討していきたいと思っております。</p>	令和2年度	県や県内各市の特殊手当に関する規定について人事課と調査・確認を行い、次年度に向けて方向性を確認しました。	取組中
					R2	要	<p>(納税課)</p> <p>換価手続きにおける算定方法を見直しを検討する方向で、人事課と調整していきたいと思っております。</p>	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R1	要	<p>(人事課)</p> <p>県や他の自治体における換価処分に対する特殊勤務手当については、対象となる業務を限定するなど主管理と調整しながら、特殊勤務手当の性質に合致する方向で整理を検討していきたいと思っております。</p>	令和2年度	県や県内各市の特殊手当に関する規定について確認し、納税課と調整を行いました。	取組中
					R2	要	<p>(人事課)</p> <p>県や他の自治体における換価処分に対する特殊勤務手当の具体的な取扱いについて確認を行い、その内容を踏まえて主管理と調整し、対象業務を見直しすることについて検討していきます。</p>	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
18	納税課	87	指摘事項	<p>○手当申請書の記載</p> <p>勤務手当の申請は各担当者よりシステム上で申請することになっている。当該申請は特殊勤務報告書という名称の資料として出力される。システムにて申請する際に作業内容を記載する欄があるが、当該欄が空欄となっている案件がほとんどであり、特殊勤務手当に関連する過去の業務を遡らうとした場合、申請された特殊手当が何の業務に紐づいているのか特定することが困難になっている。</p> <p>この点について、2019年1月より作業内容の欄の記載するように、納税課職員に伝達していることだが、再度、職員に作業内容欄の記載を徹底するように指導し、かつ適宜記載されていることをチェックしていくことが望ましい。</p>	R1	要	<p>指漸を受け、すでに実施しておりますが、あらためて徹底するよう周知します。</p>	令和元年度	<p>作業内容欄に対象となる業務が分かるよう記載しております。今後は、毎月送付している時間外や手当のリマインドメールを使って、定期的に周知するよういたします。</p>	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
22	運路建設課 人事課	94	指摘事項	<p>指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容</p> <p>○用地交渉手当の申請 については、主に建設管理課の道路建設課及び花とみどり課が所管している。道路建設課及び花とみどり課においては、用地交渉手当の対象となる職員自身に著しい負担を与えると市長が認める業務については、各課長が決裁権限を代行している。これらの点において、道路建設課と花とみどり課において、異なる点はない。しかし、平成29年度の用地交渉手当の支給実績に関しては、道路建設課では支給実績がないのに対し、花とみどり課では支給実績がある。具体的には、道路建設課では用地交渉手当の申請がほとんどない状況であるのに対し、花とみどり課では申請があれば支給を認める運用となっており、著しい不均衡が生じている。これらは、事実上の決裁権者が異なることによっても、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則上は、上述のとおり、市長が決裁することになっており、本来的にこのように改善される必要はないのであって、早急に改善される必要がある。具体的には、用地等交渉手当の申請手続を改めて職員に通知するとともに、市販による支給基準を作成するべきである。</p>	RI	要	<p>(道路建設課) 用地交渉等の特殊勤務手当の支給基準及び事務決裁については人事課と協議します。 なお、当該において平成29年度の用地交渉等手当の支給実績がなかった理由は、那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第4条の当該開始の日から1月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉業務で職員の心身に著しい負担を与える事由がなかったことによるものであり、市長による支給基準はなかったものの、同様の事由が存在する国の取扱いに沿って判断しており未執行については適切であったと考えられています。</p>	令和元年度	<p>令和元年度に人事課と調整を行い、「将来収用になる見込まれる困難事例の交渉」、「相手の事柄により、深夜又は早朝の時間帯となる交渉」や「反社会的な集団や構成員等との交渉」等、国の取扱いと類似した具体的な支給基準運用基準を、那覇市職員の給与に関する運用」に定めました。(令和2年3月10日一部改正)</p>	処理済み
				<p>(人事課) 本市においては、給与の支給に関する市長の定めに基づき、この運用に定めるほか、「国家公務員の給与に関する運用等」を運用しています。上記の国の取扱いを受け、同手当について国の取扱いに沿った具体的な運用基準を定めることとします。</p>	RI	要	<p>(人事課) 本市においては、給与の支給に関する市長の定めに基づき、この運用に定めるほか、「国家公務員の給与に関する運用等」を運用しています。上記の国の取扱いを受け、同手当について国の取扱いに沿った具体的な運用基準を定めることとします。</p>	令和元年度	<p>主管理と調整し、同手当について、「降収用になる見込まれる困難事例の交渉」、「深夜又は早朝の交渉」や「反社会的な集団や構成員等との交渉」等、国の取扱いと類似した具体的な支給基準を「那覇市職員の給与に関する運用」に定めました。(令和2年3月10日一部改正)</p>	処理済み

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
24	市民税課	117	指摘事項	○時間外勤務(過重労働)への対応 市長部局の中で個別に見た職員一人あたりの時間外勤務時間が比較的多い課である。しかし、前述のとおり年間500時間を超える時間外勤務の職員が2名いる。うち1名は4月106時間、5月87時間、2月110時間、3月109時間となっている。年度をまたいだ時間数は確認していないが、2月～5月まで4か月連続で100時間を超える可能性もある。かかる勤務状況は過労死ラインを越えているレベルである。 職員が1名減員となったことも影響しているかもしれないが(増員要望を出しているとのこと)、職員の勤務状況管理を怠っているともいえるレベルである。 時間外勤務の削減に取り組まなければならない。	R1	要	当該の主な事務である課課業務は、2月から6月末までが年間を通じ、業務過多となります。なかでも、ご指摘頂いた個人市県民税の課課については、申告受付(2月中旬～3月中旬)並びに納税通知書発送(5月～6月中旬)と定められた期間で大量の事務処理を必要とすることが、過重労働の原因にあります。 改善策としては、これまで平成30年度より、射入封鎖業務の委託をはじめ、本年度においては、専門職員1名の増員並びに専門職ポストの増設を行い組織力の強化を図ったところです。 今後の改善策としては、主に次の2点です。 1.特定個人に負担がかからないよう専門職の位置づけ、役割を明確化するとともに職員全体のスキル向上に向けたマネジメントを10月末までに図ります。 2.負担軽減に向け、RPA導入、外部委託等々の事務効率化を年度内で整理・検討します。	令和元年度 令和元年度	令和元年度は、特別徴収通知書(当初)の射入封鎖作業を全て委託化するともに、RPAも効果的に確認できたものから順次導入し業務改善を図ります。	取組中
					R2	要	個人市県民税の賦課業務について、繁忙期における時間外勤務削減に向け職員の増員要求を含め、人員配置の見直しを図ります。 RPAについてはAI-OCRの検証も含め、導入拡大を検討し、さらなる負担軽減を図っていきます。	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
25	資産税課	119	指摘事項	○時間外勤務(過重労働)への対応 1月には時間外勤務85時間の職員が1名、2月には104時間、103時間、95時間と各1名いた。2月に業務が集中することはさむを得ないとしても、一部職員への過度な集中は避けなければならない。 年間100時間を超える時間外勤務は公務災害のリスクを高めることとなる。業務分担の見直し、人員配置について今一度見直し頂き、時間外勤務の削減を徹底する必要がある。	R1	要	平成27年度と比較し、平成31年度の償却資産の納税業務者数は1,530件の増加となっており、時間外が増加していますが、申告書の審査に時間がかかると、繁忙期の償却資産課税職員以外が分担することは困難な状況です。入力業務の一部については基幹システム更新に合わせてCRPAの活用を検討するとともに、時間外勤務の削減にあたっては、増員要求を含め、人員配置の見直しを図っていきます。	令和元年度	基幹システムの更新時期と重なり、例年より入力機能が短い中、一部担当職員以外の応援もあり、前年度と比較すると1～3月の償却担当職員合計時間外は減少しましたが、2月については100時間を超える職員が3名いました。 また、基幹システム更新に合わせてRPAの導入はできませんでした。	取組中
					R2	要	RPAの活用については全庁的な流れに合わせて今後も引き続き検討しますが、増員要求を含めた人員配置の見直しも併せて図っていきます。	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
29	保健管理課	136	指摘事項	○時間外勤務(過重労働)への対応 時間外勤務時間が3月に139時間、88時間に達した職員がいる。100時間超の時間外勤務は過労死ラインを超えている時間である。また、前記のとおりサービス残業を強いられている状況があるようである。 まずは週において職員の業務量、疲労度を確認の上、サービス残業をなくし、必要な人員の確保を行うべきである。	R1	要	・職員を増員要求し、一人当たりの業務量が軽減できるよう対応します。 ・時間外勤務手当を増額要求し、適切な業務管理に努めます。 ・不請者の未然防止・早期対応・気配に相談できる雰囲気作りの為、年度の前半に職場カンセリングを全職員対象に行います。	令和元年度	・令和元年度はケースワーカーの定数を3名増員し、時間外勤務手当予算も前年度と比較すると増額となりました。また、ケースワーカーの入力補助を行う非常勤職員を1名採用したことと、一定の業務負担軽減の効果が認められます。しかし、生活保護世帯数は前年度と比較すると年度平均で277世帯増えているため、職員の本格的な業務量軽減にはなかなかながらなかついていない状況です。 ・全職員対象に、年度前半に職場カンセリングを実施しました。	取組中
30	国民健康保険課	138	指摘事項	○時間外勤務(過重労働)への対応 5月に135時間の時間外勤務のあった職員が1名、4月と5月に90時間を超える時間外勤務があった職員が4名、また、年間の時間外勤務が511時間、504時間の職員がいる。いずれも保険第一グループに所属している。100時間超の時間外勤務は過労死ラインを超えている。1・Gは他のGと比較して全体的に長時間勤務となっている。 適切な業務分配により長時間労働を是正しなければならぬ。	R2	要	・職員を増員要求し、一人当たりの業務量が軽減できるよう対応します。 ・時間外勤務手当を増額要求し、適切な業務管理に努めます。 ・不請者の未然防止・早期対応・気配に相談できる雰囲気作りの為、年度の前半に職場カンセリングを全職員対象に行います。	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
33	花とみどり課	147	指摘事項	○時間外勤務(過重労働)への対応 全体として時間外勤務が多い訳ではなく、業務自体も過重に負担となっている職員は少ない。しかし、年間490時間の時間外勤務をしている職員が突出している。この職員は11月に113時間の時間外勤務をしており、その前後6か月の平均は460時間となっている。明らかにこの職員に業務が偏っている。この職員が休職を申し立てたため、業務が停滞することも可能性としてはある。ペーパーワークに改善が図られればならない。	R1	要	今年度4月に各公団ごとの用地及び物件補償の仕事を職員ごとに平等化した業務分担表を作成し、改善に取組んでいます。また、当該職員へも口頭で過度な時間外勤務を減らすよう指導を行っていただきます。	令和元年度	令和元年度4月に業務分担表を作成し業務の平等化が図られたことで、一人に頼る業務体制が改善されました。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
35	人事課	172	指摘事項	<p>○過重労働に至らないための取組 那覇市においては、後業を減らす目的で、水曜日をノー残業デーとしたり、職員の健康に配慮するため、時間外勤務が45時間を超えた場合、翌月に担当部署へその報告がいき、所属長が本人に体調を確認するなど行っていることである。まずは、100 時間を超える時間外勤務をなくし、過重労働により休職する職員をなくすため、特定の職員に業務が偏らないよう業務分担を把握し、絶えず職員の業務状況、体調に配慮されたい。さらには、サービスマン業務を一掃することにも取り組んでほしい。</p> <p>また、結果的に長時間勤務をした職員にその後フォローすることも重要であるが、長時間勤務を未然に防止するためにも、例えば半月毎に時間外勤務の状況を把握し、そのままのペースで行けば80時間、100時間を超えるような場合には途中で当該職員に配慮するなどのシステムを構築してもよいと考えられる。</p> <p>いずれにしても、心身の不調に至ってからでは遅いのであり今後とも公務改善が発生しない状況の確立を実施すべきである。</p> <p>さらに、より効果的で柔軟な働き方を推進する点から、従来の固定化された勤務時間や勤務場所にとらわれないワークスタイルは、ワークライフバランスの実現による職員の意欲や士気の向上、家庭環境等に合わせた業務遂行の実現、効率的な時間配分による超過勤務の削減が期待されるなど、公務体系の向上と人材の確保に資するとの指摘がなされている。</p> <p>そしてその実現の方策として、フレックスタイム制やテレワーク、ゆが活5などの実施を検討する必要がある。</p>	R1	要	<p>長時間労働の抑制と過重業務、業務量偏在の是正は、本行でも重要な課題であります。今回、いわゆる「働き方改革」を受けた時間外労働の適正化を実施する予定であります。これに加え、ノー残業デーなど業務量と業務内容の適正化・効率化にむけた取組をより一層推進していきます。</p>	令和元年度	<p>長時間労働の是正を目的に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、本行においても、時間外勤務の削減、職員の健康維持を図る必要があることから、時間外勤務の改正等を行い、また、標準として、ほとんどの職員の上限時間等に定めることとし、令和2年3月31日付け各部署を対象に、月45時間以下の必要最小限の時間外勤務を命ずるものとし、令和2年3月31日付け各所属長等に通知しました。</p> <p>このほか、継続した取組のため、ノー残業デーの推進や、8月強化月間の実施、毎月の在庁時間確認による長時間勤務を行った職員の健康状態把握などを行いました。</p> <p>今後は、テレワークや在宅勤務などの実施も研究していきます。</p>	取組中
					R2	要	引き継ぎ取組を継続する点にも、今後は、テレワークや在宅勤務などの実施も研究していきます。	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
36	こども教育保 育課 人事課	178	指摘事項	<p>指 摘 事 項 ○タイムカードの導入 幼稚園においては職員(正規・非正規問わず)の出退勤は出勤簿という紙ベースで管理されている。本庁舎勤務職員がICカードで管理されていること大きく異なる。また小学校でもそれまでは出勤簿で管理してきたとのことであるが、平成30年度よりタイムカードを導入したとのことである。前述のとおり、小学校教員には、時間外勤務手当の支給はなく、小学校教員には、時間外勤務でまかなわれていることから、勤務時間を正確に把握する必要がないと考えられていたと思われる。それと同様に幼稚園教諭も時間管理の必要がないと考えられこれまでタイムカードは利用されていなかったと思われる。幼稚園に法律上、職員の勤務時間管理をタイムカードで行うことが要求されている訳ではない。前出の総務省が実施調査によると、職員の勤務時間の把握方法について、タイムカード・ICカード等の定量的な記載が25%、任命権者からの現場確認が30%、職員によるシステム入力が24%、職員自身による紙媒体への記載が20%となっており、紙媒体への記載を採用している自治体は一定数あることが分かる。しかし、後述のとおり時間外勤務の把握が曖昧な状態を改善するには、タイムカードの導入が不可欠であるし、那覇市内の小中学校でも導入済みであるから、幼稚園だけ導入できない理由はない。以上より、タイムカードによる出退勤時刻の管理を行うべきである。</p>	RI	要	(こども教育保 育課) 正職員・非正 常職員 の全員の勤務時間を正確に把握するため、令和2年度からのタイムカード、もしくは生体認証の導入に向けて取り組んでいます。	令和元年度	(こども教育保 育課) 正職員・会計年度任用職員の出退勤管理が生体認証で行えるよう、システムを導入しました。令和2年度より同システムにおいて、全園の出退勤管理を行います。	処理済み
				<p>指 摘 事 項 ○タイムカードの導入 幼稚園においては職員(正規・非正規問わず)の出退勤は出勤簿という紙ベースで管理されている。本庁舎勤務職員がICカードで管理されていること大きく異なる。また小学校でもそれまでは出勤簿で管理してきたとのことであるが、平成30年度よりタイムカードを導入したとのことである。前述のとおり、小学校教員には、時間外勤務手当の支給はなく、小学校教員には、時間外勤務でまかなわれていることから、勤務時間を正確に把握する必要がないと考えられていたと思われる。それと同様に幼稚園教諭も時間管理の必要がないと考えられこれまでタイムカードは利用されていなかったと思われる。幼稚園に法律上、職員の勤務時間管理をタイムカードで行うことが要求されている訳ではない。前出の総務省が実施調査によると、職員の勤務時間の把握方法について、タイムカード・ICカード等の定量的な記載が25%、任命権者からの現場確認が30%、職員によるシステム入力が24%、職員自身による紙媒体への記載が20%となっており、紙媒体への記載を採用している自治体は一定数あることが分かる。しかし、後述のとおり時間外勤務の把握が曖昧な状態を改善するには、タイムカードの導入が不可欠であるし、那覇市内の小中学校でも導入済みであるから、幼稚園だけ導入できない理由はない。以上より、タイムカードによる出退勤時刻の管理を行うべきである。</p>	RI	要	(人事課) 正職員・非正 常職員 の全員の勤務時間を正確に把握するため、令和2年度からのタイムカード、もしくは生体認証の導入に向けて取り組んでいます。	令和元年度	(人事課) 正職員・会計年度任用職員の出退勤管理を生体認証で行えるようシステムを導入しました。	処理済み

票 置 措 善 査 改 部 監 外 (平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
37	子ども教育課	178	指摘事項	<p>○時間外手当の正確な支給 一律1か月10 時間分の時間外手当を支給する という運用を改め、超過時間を正確に支給する 運用を変更しなければならぬ。</p> <p>前述のとおり、10 時間に限定していることは那 覇市自身も認めているところである。また、予算 要求も臨時職員の時間外手当分として一人あた り10 時間で計算されていたことが確認できた。こ のような運用は正規職員には4%の調整手当の みが支給されていること併せてのかもしれない。 しかし、後述すとおり、サービスマンをしてい るという臨時職員からのアンケート結果が示すよ うに(甲)には月60 時間の残業があるとの回答が ある。実際には10 時間を超える時間外勤務を している状況であり、10 時間という時間は予算の 都合上決められているものに通じない。時間外 勤務手当の不支給が違法なことは言うまでもな いが、併せて職員自身のモチベーションの低 下、心身の不調にもつながる。 一方で、時間外手当を支給していない幼稚園 も存在する。 そこで、全ての幼稚園においては、業務内容を 再検討し、職員の正確な勤務時間を把握し、必 要な時間外手当は全て支給する体制を整える必 要がある。</p>	RI	要	<p>行事前の準備等によりやむを得ない場合につい て、職員一人につき月10時間を超えない範囲で時 間外勤務命令をするよう各園長に指示しています。 今後は出勤管理システムが導入される予定であ り、サービスマンが行われることがないよう、園長へ の指導に加え、こども教育保育課での管理も徹底しま す。</p> <p>緊急対応等により10時間を超えた場合は、実績に 基づいた時間外手当を支給します。</p>	令和2年度	<p>サービスマンが稼働が行われることが無いよう、各園長 への指導を行いました。また、緊急対応等により時 間外勤務が発生した場合にも、実績に基づいた時間 外手当を支給できるように調整しました。</p>	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
39	こども教育課	179	指摘事項	<p>○正式任用前におけるランテアとしての勤務 臨時職員の月別の勤務状況をまとめた表を確認したところ、白旗功雅監査総責任(4名)の4月の表の備考欄に、13/29・30・31 閉園準備のためランテアとの記載が確認できた。 この記載内容について確認したところ、4月から担任を受け持つ臨時職員より、4月よりスムーズに勤務に就けるよう自らの申出で短時間来てもあったとのことであった。 上記の記載があることに監査人が気が付いたのが2月に入ってからであったため、当該職員からヒアリングすることができなかったため、事業関係の確認は未了である。しかし、4名の職員がそれぞれそのように自発的に申出をしたとの説明は受け入れがたい。また短時間3日間通ったとの点も不自然である。 この記載をそのまま理解すると、臨時職員(正式任用前かまた再任用かどうかは不明)に対し、人手が足りないことから無償で新年度に向けた閉園準備の作業をランテアとしてさせた、ということになる。 あくまでも職員の自由意思に任せたといいことがもれないが、申出を受けた臨時職員の立場からすれば4月からの勤務の条件とされているととらえ、自由意思ではなく事実上強迫されたものと考えられる。 今回は、上記の記載があったため発覚したが、今後は今回のように、ランテアという形で臨時職員を働かせることは禁止すべきである。また、上記当該職員には給与を支払うべきである。</p>	R1	要	<p>当時の園長に再度確認を行ったところ、4月1日の開園式に向けて3月29日に職員の顔合わせを行ったことと、案内の際には労災が適用しないことや、参加が任意であることについてしっかりと説明したとのことである。 顔合わせ後、帰る人もいれば受け持つクラスの教室を見る人もいました。当該職員については、30.31日についても同様に、担任として準備したいことや、パートナーとなる正規職員に質問をするなど任意で行っていました。 今後については、現場の状況を踏まえて再検証し、任用期間も言めた検討を行います。</p>	令和2年度	<p>令和元年度は、一部の正規職員の採用時期を前年度10月に行うことで、入園式や新年度の準備に対応できるようにしました。 また、これらの作業や式当日の業務について、年度から採用されている職員のみでできるよう整理しました。</p>	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	人事課	292	指摘事項	<p>○基金の活用方法 厚生会には使途目的の定まっていない基金・その他の剰余金が合計5億2,259万6,924円もある。かかる基金・その他の剰余金は、過去の剰余金を積立てた結果であり、市負担金あるいは会員納金のいずれかが主な原資となっている。 5億余の剰余金を持ちつつ、毎年那覇市より活動資金として3400万円もの資金提供を受けることは、市民の理解を得がたいところである。 この点、厚生会では平成29年11月24日「那覇市職員厚生会福利厚生施設特別会計基金活用検討ワーキングチーム」を設置し検討を開始しているとのことである。しかし、平成30年8月に第1回会議が開催されたが、その後は開催されていない。平成30年中に5回の会議の開催予定があったようであるが、開催されていないこととされていると推測される。 まずは、上野ワーキングチームの検討事項が福利厚生施設特別会計基金に限らず、一般会計、事業会計、互助共済特別会計、支払準備特別会計の全てを対象とし、その使途を明確化するべきである(後述のとおり会議の修繕費の支出は必須である)。 そして、当面の間(基金・その他の剰余金の使途が定まるまでは)市負担金の拠出を停止し、従来の一般会計上の事業は基金を取り崩して行うべきである。</p>	R1	要	平成29年度から設置している「福利厚生施設特別会計基金活用検討WT」の検討範囲を今後5会計の基金に広げ、検討していきます。	令和元年度	平成29年度設置していた「福利厚生施設特別会計基金活用検討WT」の検討範囲を5会計の基金へ検討範囲を広げ、令和元年9月と11月に検討会議を開催しました。 使途目的の定まっていない基金(剰余金積立)の増進作成や、公費負担割合の把握、現事業の整理見直しについて、議論しました。	取組中
			R2		要	令和2年度、引き継ぎ、5会計基金整理活用検討WT会議を重ね、原案作成を行いました。	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中	

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
68	人事課	299	指摘事項	<p>○財務報告書等の作成者 厚生会には、その運営資金として市負担金として一定額の金銭(現在は給与額の1000分の3、約3450万円)が投じられている。全体的に自治体職員のための厚生会に対しては、その厚遇ぶりが取り上げられ前記のとおり公費負担は縮小されているところである。</p> <p>那覇市においても、市負担金割合は縮小されており、厚遇との批判に対応できているが、現在においても普救から厚生会の使途に対しては住民の監視が求められるべきである。</p> <p>しかるに、厚生会の意思決定機関である評議員、業務執行にあたる理事はいずれも会員(那覇市職員)から選任されるのであっていけば身内ではない。</p> <p>そこで、前記の決算における公認会計士等の財務監査と、その結果報告書及び意見書が外部の第三者による第三者チェックの機能を果たすものとして期待されていると考えられる。</p> <p>しかし、現状は決算書の作成に関与した(厚生会が業務委託している)税理士が報告及び意見書を作成している(その意味で、当該税理士は「利害関係がない」とは言えない)。その内容も形式的な文言が記載されているのみである。</p> <p>前記のとおり、外部の第三者チェック機能を充たせる報告書を作成するならば、財務監査は、決算書作成に関与し、公認会計士等が行い、報告及び意見書を求めるべきである。</p> <p>厚生会は法人格はなく任意団体であり、その指針となる会計基準はないと思われるが、市税が投入されておりその規模も相当なものであり、市民への説明責任という観点から、上記のとおり第三者のチェックの必要性は高いと考えられる。そこで、条例施行規則の趣旨を全うすべく、指摘事項とする。</p>	R1	要	<p>職員厚生会条例施行規則に規定されている、公認会計士等の財務監査については、厚生会の財務会計に関する事務の強化と、健全な運営を図ることを目的に定められ、会員以外の第三者的立場としての監査、助言等を受けていますが、今回の指摘を受けて外部の第三者のチェック機能について、今後検討していきます。</p> <p>なお、市民への説明責任という観点から、今後、ホームページ等により厚生会事業の内容、実績等公表していきたいと思っております。</p>	令和元年度	<p>公認会計士の財務監査について検討しました。厚生会役員の見直し、外部の見直しを加えることで、チェック機能は果たせるのではないかと助言を得ています。</p>	取組中
			R2		要	<p>財務監査については、厚生会の監事の見直し、及び規則改正等引き継ぎ検討します。</p>	令和元年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中	

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
12	人事課	69	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○駐車場付賃借物件の家賃の算出 住居手当における家賃の設定において、家賃には、敷金、礼金、公共料金及び共益費等は含まないとされている。また、職員が家賃と食費等を併せて支払っている場合には、家賃に相当する額をその支払額の一定割合にする規定が存在する。</p> <p>この点、軍社会といわれる沖縄県においては、駐車場付賃借物件が多く見られるところ、契約上、駐車場料金を家賃と区別して計上している場合には、家賃に駐車場料金を含まないとする一方で、家賃に駐車場料金を含むとされている場合には、その駐車場料金を含んだ支払額全額を家賃と認定することになるという不均衡が生じている。</p> <p>契約上、駐車場料金を区別するか否かのみならず、職員の差別的な家賃負担は異ならない以上、家賃に駐車場料金を含むとされている場合には、その不均衡を軽減する措置として、家賃と食費等を併せて支払っている場合と同様に、家賃に相当する額をその支払額の一定割合にする規定を設けることが望ましい。</p>	R1	要	<p>国、県や県内各自治体、県外中核市の状況も踏まえて検討します。</p>	令和2年度	<p>国、県や他自治体の関係規定について、調査・確認を行いました。</p>	取組中
17	納税課	87	意見	<p>○市税手当申請の業務管理 市税の滞納による差押に関する業務については、案件ごとに差押手続を承継中、銀行などによる執行手続完了、差押手続を完了したものの、差押不可、差押の解除の申し出の有無など、種々の状況が想定され、案件ごとに細かく管理していないといえない。これは市税の滞納による差押に関する業務の手当の管理の面からも大きな点である。</p> <p>この点、市税の滞納による差押に関する業務の管理方法は班員ごとで異なり、また前任者と後任者でも管理方法が異なっている。このような場合、職員の異動により効率的な管理方法が引き継がれない可能性や、過去の管理業務の再現性も失われてしまう。また、管理方法が異なることから、非効率的な管理方法により業務を行っている職員も出てくる可能性があり、業務の管理上望ましくない状況である。</p> <p>納税課にて効率的な管理手法を定め、その手法を統一的に運用することが望ましい。</p>	R2	要	<p>国、県や近隣の各自治体、県外中核市における取組について、確認しました。</p>	令和2年度	<p>県や近隣の各自治体、県外中核市における取組について、確認しました。</p> <p>現在、国においても具体的な定めがないため、今後、国において規定等がなされた場合は、その取扱いについて検討します。</p>	整理済み
				<p>○市税の滞納による差押に関する業務 市税の滞納による差押に関する業務については、案件ごとに差押手続を承継中、銀行などによる執行手続完了、差押手続を完了したものの、差押不可、差押の解除の申し出の有無など、種々の状況が想定され、案件ごとに細かく管理していないといえない。これは市税の滞納による差押に関する業務の手当の管理の面からも大きな点である。</p> <p>この点、市税の滞納による差押に関する業務の管理方法は班員ごとで異なり、また前任者と後任者でも管理方法が異なっている。このような場合、職員の異動により効率的な管理方法が引き継がれない可能性や、過去の管理業務の再現性も失われてしまう。また、管理方法が異なることから、非効率的な管理方法により業務を行っている職員も出てくる可能性があり、業務の管理上望ましくない状況である。</p> <p>納税課にて効率的な管理手法を定め、その手法を統一的に運用することが望ましい。</p>	R1	要	<p>県内で効率的な管理手法を確認し、統一的な運用を行います。</p>	令和元年度	<p>差押に関する業務について、エグゼクティブファイルで管理している手法を共有し、効率的な運用を行うております。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
19	納税課 人事課	87	意見	<p>○換価処分債権の償還方法 差し押さえ債権は取立をすることができるが、この換価処分(取立)の1件とは、上述のとおり、家賃の取り立てについても、その取り立てのつと、換価処分1件とする事になっている。この結果、市税に係る換価処分は、平成29年度において、合計2300件に及んでおり、市税に係る換価処分について、税務手当の支給金額も、92万円に及んでいる。</p> <p>しかしながら、家賃や給料のような継続収入の債権の差押しの効力は、差押後に収入すべき金額に及ぶとされており、実際の業務内容として、このような継続収入の債権に対する毎月の換価処分(取立)は、全く別の財産に対する換価処分(取立)と比べて、極めて定型的かつ容易であると考えられる。そもそも、特殊勤務手当とは、例えは困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。継続収入の債権に対する毎月の換価処分(取立)については、最初の換価処分(取立)のみを1件と算定すべきであった、その後継続する定型的かつ容易な換価処分(取立)までそのつと1件と算定することは、特殊勤務手当の趣旨に反する恐れがある。</p> <p>仮に手当を存続させるとしても、このような換価処分(取立)業務の債権の償還方法についての運用は、改められることが望ましい。</p>	R1	要	(納税課) 人事課と調整しながら、特殊勤務手当の性質に合致するものとして整理を検討していきたいと思っております。	令和2年度	県や県内各市の税務手当に関する規定について、人事課と調整を行い、次年度に向けて方向性を確認しました。	取組中
					R2	要	(納税課) 県や他の自治体の算定方法を確認し、人事課と検討していきたいと思っております。	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R1	要	(人事課) 換価処分債権の算定方法については、列島となる業務を限定するなど主管理と調整しながら、特殊勤務手当の性質に合致する方向で整理を検討していきたいと思っております。	令和2年度	県や県内各市の税務手当に関する規定について確認し、納税課と調整を行いました。	取組中
					R2	要	(人事課) 県や他の自治体における換価処分債権の算定方法に関する具体的な取扱いについて確認を行い、その内容も踏まえて主管理と調整し、算定方法を見直しすることについて検討していきます。	令和2年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
42	こども教育保健課	181	意見	<p>○時間外勤務の削減 後述するが、今回監査人が実施したアンケートでは、幼稚園においては、正帯職員41名中33名が、臨時職員32名中15名がサービスマンであることが、改めて確認している。作業を自宅に持ち帰っているという回答もあった。 そもそも業務量が過重になっていると考えられる。取られた予算を理由に、職員の頑張りに期待する状況はいづつか憂鬱してしまう。 今一度業務内容を洗いざらい整理し、勤務時間の管理を徹底して頂きたい。</p>	R1	要	認定こども園への移行に伴い、職員定数について整理していきたいところですが、必要な職員数の確保や業務の簡素化等について検討を行うとともに、勤務時間の管理を徹底します。	令和2年度	令和2年度より定数職員を増員し、業務量の調整を行いました。また、各園長に対し、時間外勤務の管理を徹底するよう指導しました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成30年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
44	人事課	191	意見	○昇給事由の明確化 昇給事由となる「研修の成績が特に良好な場合」について、研修の成績を評価する明確な基準は定められておらず、客観的に成績を評価できる体制が構築されていない。よって、昇給原因となる研修内容と成績に関する基準を設定し、その確認を行う体制を構築するべきである。 また、昇給事由となる「業務成績の向上能率増進」は定量的に評価することが困難なため、進捗率等により職務上中に功績があったことにより又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件下で職務に献身し公務のため顕著な功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合についても向上能率増進を顕彰するべきである。 等(以下「職務功績等」という。)に関する昇給基準は定められておらず、客観的に職務功績等を評価できる体制が構築されていない。よって、昇給原因となる職務功績等に関する基準を設定し、その確認を行う体制を構築するべきである。	R1	要	国や沖縄県、他自治体の活用事例や基準設定状況等を踏まえ検討します。	令和3年度	国や県、他自治体の関係規定について確認を行いました。	取組中
48	人事課	244	意見	○会計年度任用職員制度の導入準備 会計年度任用職員制度は平成32年4月に施行されるものであり、残された準備期間は1年に満たない。那覇市においては導入に向けて急ピッチで準備を進めているところであると思われ、が、マニュアルのスケジュールから大幅な遅れが生じていると思われる。 新たな制度の導入であり、また非正規職員の待遇改善という制度の趣旨を全うすべく万全を期して来年度を迎えることが望まれる。	R1	要	県や県内自治体における具体的な取扱いについて、関係取組等により確認を行いました。これらの事例を踏まえながら、今後、昇給事由に関する基準の設定や、その確認体制について検討していきたいと思えます。	令和元年度	会計年度任用職員制度の導入にあたり、任用や給与等に関する関係規定を整備しました。 令和2年度より実施となります。	取組中
49	人事課	245	意見	○非正規職員の待遇改善(基本給) 今後、会計年度任用職員を採用するに際して、現在と同じように同一の業務に再度任用することも当然予定されているが、再度任用にあたっては、経験・能力を考慮し、基本給(日給・時給)を決定することが望ましい。	R1	要	会計年度職員制度の趣旨をふまえ、業務内容と経験・能力を考慮した基本給設定を行います。	令和元年度	業務内容(能力)に応じた職種区分ごとに基準号を設定し、経験を考慮したうえで基本給を決定するための関係規定を整備しました。 令和2年度より実施となります。	整理済み

(平成30年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	人事課	246	意見	○非正規職員の待遇改善(期末手当) 現在の臨時職員、非常勤職員はそのほとんどが平成32年度以降会計年度任用職員に移行するものと思われる。 その際には、改正法の趣旨を全うすべく、適正な期末手当を支給するよう検討頂きたい。	RI	要	改善計画又は改善が不要な理由 会計年度職員制度の趣旨をふまえ、適正な設定と支給を行います。	令和元年度	会計年度任用職員制度の趣旨をふまえ、非常勤職員に類した取扱いとするための関係規定を整備しました。 令和2年度より実施となります。	整理済み
51	人事課	247	意見	○非正規職員の待遇改善(通勤手当) 有用な人材を広く募集するとい趣旨から、交通費については可能な限り持ち出しとらないような支給基準を検討頂きたい。	RI	要	支給形態等の状況を確認し、適正な設定と支給を行います。	令和元年度	通勤職員に準じた取扱いとするための関係規定を整備しました。 令和2年度より実施となります。	整理済み
64	人事課	297	意見	○貸し会議室の利用向上 本建物は、新都心と呼ばれる那覇市内で最も活気のある繁華街の一角にあり、モラルおもしろまち駅から徒歩10分という立地にある。商業地帯にあり、大規模なコイン駐車場に隣接するから、使い勝手のよい貸し会議室である。 しかし、現状は上記のとおり利用率は極めて低くなっている。その原因の一つは広報不足にあると思われる。 那覇市のホームページや那覇市の広報誌に広告を掲載するなどとして、市民に広く認知させることが急務であると考えられる。 厚生会自身で収益をあげられる要素があるものであるから、これを積極的に活用することが求められるところである。	RI	要	厚生会施設の稼働率向上に向け、評議員会で改善策について検討していきます。	令和元年度	貸し会議室の利用予約について、若干、基準を緩和し、国・地方公共団体・公益法人団体については、1年以上以内の長期予約受付を行いました。引き続き、貸し会議室、貸出条件や使用料について、施設の管理規程見直しを行います。	整理済み

平成29年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

【平成29年度テーマ】

市税の事務の執行について

合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	60	改善の必要性	処理区分	件数
6		要	処理済み	6
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
54	要	整理済み	48	
		取組中(A)	6	
		未措置	0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成30年度措置状況				
合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	6	改善の必要性	処理区分	件数
0		要	処理済み	0
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
6	要	整理済み	5	
		取組中(A)	1	
		未措置	0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和元年度措置状況				
合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	1	改善の必要性	処理区分	件数
0		要	処理済み	0
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
1	要	整理済み	1	
		取組中(A)	0	
		未措置	0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成29年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、「意見」について、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたいものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの 第1号様式(第3条関係)

(平成29年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
27	資産税課	14 70	意見	○借却資産の实地調査について 借却資産Gは、申告通知後においても未申告や反証が無く、連絡がつかない場合や申告拒否の場合に实地調査を実施する。借却資産に係る固定資産税の納税者は個人よりも法人が多いため、税務署調査等で法人税申告書の照会により、实地調査しなくてもある程度の成果(税収)は上げているとも考えられる。一方で現状、調査対象は、那覇市内に本社がある法人(那覇市・北那覇市税務署管内)に限定されており、那覇市以外に本社のある法人及び個人事業主を網羅的に調査できないと言っている。資産税課課長官廳の事業所税申告情報を用いた網羅的な課税を図るための戦略的な实地調査を策定・実施されたい。 なお、平成27年度においては399件の未申告共同住宅に着目して实地調査している。共同住宅(賃貸アパート)には、土地や家屋の税面に含まれない借却資産(外構工事などが付随していることから、課税漏れを発生するための戦略的な対応と言えよう。	H30	要	年間スケジュールを定め、实地調査をすることを検討します。	令和元年度	他市で実施した实地調査に関する調査資料を基に本市においてどのような手法が通じているのか、検討しましたが、スケジュール作成には至らず、引き続き調査手法について検討します。	取組中
					R1	要	今年度より税務署での書類確認方法が変更になったことあり、税務署調査も含めた实地調査の見直しが必要となりました。これをきまけに今後の税務署調査の手法について税務署と調整します。調査の結果、効率的な实地調査計画を検討します。	令和元年度	那覇市以外(特に県外)に本社のある法人や個人事業主を網羅的に調査することは現時点で困難であることがわかったため、税務署調査あきまきにより、共同住宅の外観調査(实地調査)を行うことにより、申告履歴を行いました。 本市では共同住宅の建物が現在盛んなことから、当面はそれに対する实地調査を継続して行うこととしました。今後は本市の状況を踏まえて、その他の実施調査方法についても検討及び実施してまいります。	整理済み

平成27年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

平成27年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
80	26	処理済み	9	要	不要	指 摘 の 件 数	17
	54	取組中(A)	17			意見の件数	0
		未措置	0				0
80	54	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	31	要	不要		
		取組中(A)	19				
		未措置	0				4

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成30年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
4	4	処理済み	0	要	不要	指 摘 の 件 数	1
		取組中(A)	3			意見の件数	3
		未措置	0				0
4	4	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	0	要	不要		
		取組中(A)	0				
		未措置	0				0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
17	17	処理済み	8	要	不要	指 摘 の 件 数	9
		取組中(A)	9			意見の件数	0
		未措置	0				0
36	19	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	17	要	不要		
		取組中(A)	2				
		未措置	0				0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和元年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
3	3	処理済み	0	要	不要	指 摘 の 件 数	3
		取組中(A)	0			意見の件数	0
		未措置	0				0
3	3	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	0	要	不要		
		取組中(A)	0				
		未措置	0				0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成29年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
9	9	処理済み	5	要	不要	指 摘 の 件 数	4
		取組中(A)	4			意見の件数	0
		未措置	0				0
11	2	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	2	要	不要		
		取組中(A)	0				
		未措置	0				0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成29年度措置状況		措置状況		改善の必要性		指 摘 の 件 数	
合計 (件数)	指 摘 の 件 数	処理区分	件数	要	不要	指 摘 の 件 数	件数
11	11	処理済み	5	要	不要	指 摘 の 件 数	4
		取組中(A)	4			意見の件数	0
		未措置	0				0
11	2	処理区分	件数	改善の必要性			
		整理済み	2	要	不要		
		取組中(A)	0				
		未措置	0				0

平成27年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「-」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「-」が記載されます。また、改善すべきとされているものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの 第1号様式(第3条関係)

(平成27年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	管財課	47	指摘事項	○土地の現状把握が極めて不十分である。監査において、現地踏査を行った結果、問題点が多く発見されている。従来から、現地踏査を行っておれば、行政としては事前に、十分把握できたはずであり、この点に関して、怠慢の姿勢を免れない。したがって、今後はすべての公有財産について、現地調査が必要である。また、認や賃貸料の受当性など再確認が必要がある。なお、監査の際、土地の取得経緯が不明なものが多くあった。理由として考えられることは、戦災や、市庁舎の移転、システム移管時の影響、異動に伴う業務引継ぎなど、置いておいては、可能な限り調査を進めるべきである。また、既に述べたように、発生主義に基づく会計整備にあたり、「国産資産台帳」の作成は必須事項であり、この点に関しても、土地の現状調査は極めて重要である。	H28	要	土地の現状把握につきましては、現在、本市の所有する全ての土地について、登記簿及び地籍図等を取得し、確認作業を行っている状況です。また、これまでも現地踏査に努めており、数々が確認でき、今後の整備と並行して、全ての現場を確認するに、時間を要すると考えられますが、今後、台帳整備と並行して、現地の現地調査し、現状把握を行っていくと考えるております。また、賃貸借契約書等につきましては、関係課への確認、保管文書等の再確認等を行い、契約更新の滞り等が起らないようにしていきたいと考えております。	平成30年度	市有地登録件数は約22,000筆。資産総額約1兆円。登記簿データ(登記情報)との実合の結、町界町名変更や地籍調査による地籍の変更、地籍の不整合等による内容の相違がありました。そのうち、町界町名の変更の修正は完了しております。残り、地籍の不整合部分については、所管課への現地確認や資料収集を行い、修正していきます。	取組中
					H29	要	引き続き、台帳の相違点を修正していきます	平成30年度	台帳の相違(地籍や地目等の不一致部分)を精査するため、法務局より登記簿データを取得しました。	取組中
					H30	要	年度内での改善に向けて、引き続き台帳の相違点を修正していきます。	平成30年度	法務局より登記簿データを取得後、台帳の相違(地籍や地目等の不一致部分)や登録漏れ(所管課調査)の調査を行っています。	取組中
					R1	要	登記簿データと公有財産台帳の相違(地籍や地目等の不一致部分)や登録漏れ(所管課調査)を整備中であります。	平成30年度	登記簿データと公有財産台帳の相違(地籍や地目等の不一致部分)について各所管課と調整のうえ整備しております。登録漏れ(所管課調査)についても引き続き整備してまいります。	取組中
					R2	要	所管課調査についても、所管課が未確定の土地の調査を作成しこれを各課へ照会します。同リスト中の土地の所管課が判明次第、管財課へ報告するよう依頼いたしました。今後は各課からの報告分について、順次公有財産台帳へ登録していきます。	平成30年度	所管課調査についても、所管課が未確定の土地の調査を作成しこれを各課へ照会します。同リスト中の土地の所管課が判明次第、管財課へ報告するよう依頼いたしました。今後は各課からの報告分について、順次公有財産台帳へ登録していきます。	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○公有財産管理の現状及び今後の整備・運用について 過去からの入力作業等の不備から、最終的に公 兼される数値を集計する際には公有財産台帳は 利用していないとのことであった。 不適正な管理を改めるためには、台帳に登録さ 理方法に係る内部統制を整備し、台帳に登録さ れている土地建物の現地調査(実在性)精査する や台帳に記載漏れが無い(網羅性)精査する 必要がある。また、公有財産台帳の整備にあ たっては、取得経緯や取得金額等が把握できて いない箇所が多くあり、かつ、管理権限(所管外 事務となるケース)などとの関連から、管財課の みによる整備には限界があると思われる。今後 は、新地方公営制度への移行に伴い、固定資 産台帳を整備する必要があるので、プロジェクト チーム等を整備するなどして、管財課においても 他の部署との連携を図る必要がある。 公有財産は、市民の税金等を財源によって取得 されたものであり、適正な管理が求められること を、改めて、全庁的に意識を高めることが必要で あり、かつ、そのような組織風土を構築しなけれ ばならない。</p>	H28	要	<p>改善計画又は改善が不要な理由</p> <p>今後は、全庁体制で協力が必須となる固定資産台 帳整備において、関係する職員のことを統一した上 で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェッ クしていきたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管 理者を構成員とする委員会を設置し、台帳整備の必 要性と統一した作業手順の考え方を浸透させていき たいと考えております。</p>	平成30年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>固定資産台帳整備にあたっては、関係する部署 の職員に対し説明会を開催して情報の共有を図 り、台帳整備を進めています。</p>	取組中
					H29	要	<p>改善計画又は改善が不要な理由</p> <p>固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳につ いても引き継ぎデータを精査・修正していきま す。また、登録や報告手順についても、マニユアル整備 が整い、次第、全庁へ周知してまいります。</p>	平成30年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>固定資産台帳の登録・更新作業は管財課が一 括して行い運用となり、管財課への報告 手順についてマニユアルを整備中であります。</p>	取組中
					H30	要	<p>改善計画又は改善が不要な理由</p> <p>固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳につ いても引き継ぎデータを精査・修正していきま す。報告手順についても、マニユアル整備後 周知してまいります。</p>	平成30年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>固定資産台帳登録・更新作業に係る管財課への 報告手順のマニユアルを整備中であります。</p>	取組中
					R1	要	<p>改善計画又は改善が不要な理由</p> <p>管財課への報告手順マニユアル整備後、令和元 年度中には全庁へ周知してまいります。</p>	平成30年度	<p>実施日及び実施内容</p> <p>報告手順マニユアルを整備しました。全庁への周 知方法としては、公有財産の取得等に関する 報告依頼をする全庁指示の際(年2回：上半期・下 半期)に、報告手順を整備したマニユアルを添えて 周知しております。今後もこの方法により、同マニ ユアルの浸透を図り、適正な管理運営を行ってまい ります。</p>	処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	管財課	54	指摘事項	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○チェック体制の整備と業務の不効率的性の解消 管財課は、現在、エクセルデータ等を基に最終的に公表される数値の集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続きが適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの両方で登録作業が行われており、業務の不効率的性が見受けられるので、業務内容を改善する必要がある。</p>	H28	要	<p>手続きのチェック体制については、財産登録担当者(主、副)の括を担当として業務に行いダブルチェックを行えるよう体制を整えています。 データの登録については、今年度予定している固定資産台帳整備作業に合わせ、正確な数字を把握した上で、システムによる集計管理ができるように整備していきたいと考えております。</p>	平成30年度	<p>複数人でダブルチェックをする体制としました。データの登録については、基礎となる既存の台帳情報と調差があったため、データ内容を精査してシステムによる一括処理ができるよう整備を進めています。</p>	取組中
					H29	要	<p>引き続き、複数人によるチェック体制を継続した上で、システムによる集計管理ができるように調整していきます。</p>	平成30年度	<p>公有財産システムによる一括処理ができるよう公有財産台帳の整備を進めています。</p>	取組中
					H30	要	<p>引き続き、公有財産システムによる集計管理ができるように台帳整備を継続します。</p>	平成30年度	<p>公有財産システムによる一括処理ができるよう公有財産台帳の整備を進めています。</p>	取組中
					R1	要	<p>登記簿データと公有財産台帳の相違(地積や地目等の不一致部分)や登録漏れ(所管課増添)を整備中であり、引き続き、公有財産システムによる集計管理ができるように台帳整備を継続します。</p>	平成30年度	<p>公有財産システムによる集計管理ができるよう台帳整備を完了しました。それに伴い、エクセルデータとの二重管理を廃止しました。</p>	処理済み